# 令和2年第1回

# 定例会会議録

### 会期

令和2年3月10日(火)から令和2年3月19日(木)まで

### 会議日

令和2年3月10日(火) 令和2年3月16日(月) 令和2年3月19日(木)

## 東串良町議会

#### 令和2年第1回東串良町議会定例会(第1号)

開 会 令和2年3月10日 午前10時00分 散 会 令和2年3月10日 午前10時25分

出席議員(10人)

1番 小 川 香 織 児 玉 勇 治 2番 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西園 貞美 6番 7番 前田 隆 上園ミキ 8番 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

8番 上 園 ミ キ 9番 宮 地 利 雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮原 順 住民課長 宮 地 利 行 島 孝 一 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 教育長 天 神 康 男 農地課長兼農業委員会事務局長 髙 吉 幸一郎 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田 尾 勝 総務課長 江 口 勝 志 社会教育課長 橋口正博 総務課長補佐 農林水産課長 木佐貫 勝 志 上 野 史 生

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 別紙のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

#### 議事日程

会議録署名議員の指名 日程第 1 会期決定の件 日程第 2 諸般の報告 日程第3 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第 5 議案第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約について 日程第 6 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関 日程第7 係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制 日程第 8 議案第14号 定について 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 日程第 9 について 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 日程第 10 条例の制定について 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について 日程第 11 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について 日程第 12 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号) 日程第 13 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 日程第14 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予 日程第 15 議案第21号 算(第3号) 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 議案第22号 日程第 16 正予算(第2号) 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 日程第 17 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第 18

議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算

議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第 19

日程第 20

日程第21 議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第 22 議案第28号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予 算

日程第23 議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算

#### 会議に付した事件

会議録署名議員の指名 日程第 1 会期決定の件 日程第 2 日程第 3 諸般の報告 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第 5 議家第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約について 日程第 6 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関 日程第7 係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制 日程第 8 議案第14号 定について 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 日程第 9 について 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 日程第 10 条例の制定について 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について 日程第 11 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について 日程第 12 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号) 日程第 13 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 日程第14 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予 日程第 15 議案第21号 算(第3号) 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 日程第 16 議案第22号 正予算(第2号) 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 日程第 17 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第 18

議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算

議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第 19

日程第 20

日程第21 議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第 22 議案第28号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予 算

日程第23 議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算

#### 開 会 午前10時00分

#### 議長(田之畑)

ただいまから、令和2年第1回東串良町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

#### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 議 長(田之畑)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

#### ◆ 日程第2 会期決定の件

#### 議 長(田之畑)

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間としたいと思います。 御異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです ので、御了承願います。

#### ◆ 日程第3 諸般の報告

#### 議長(田之畑)

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略

します。

それから、去る2月18日、鹿児島県町村議会議長会定期総会において、田之畑稔議 員に県議長会会長として尽力した者として感謝状が贈られましたので、報告いたします。 これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 議長(田之畑)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 町長からの説明を求めます。 町長。

#### 町 長(宮 原)

おはようございます。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。 東串良町川東4957番地5の江口政廣さんを東串良町人権擁護委員の候補者として 推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの でございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるよう よろしくお願いいたします。

#### 議 長(田之畑)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。 本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

◆ 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 議長(田之畑)

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 町長からの説明を求めます。 町長。

#### 町 長(宮 原)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

東串良町新川西4921番地1の橋口眞澄さんを東串良町人権擁護委員の候補者と して推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め るものであります。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるよ うよろしくお願いいたします。

#### 議長(田之畑)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

◆ 日程第6 議案第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約につ いて

#### 議長(田之畑)

日程第6 議案第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約 についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

#### 町 長(宮 原)

議案第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約について、御 説明申し上げます。

東串良町有機堆肥センター改修工事業務委託に係る契約金額を変更する必要が生じた ため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規 定に基づき議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたし ます。

#### 議長(田之畑)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 東串良町有機堆肥センター施設等設置に関する変更契約 についてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第 7 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例 の整備等に関する条例の制定について

◆ 日程第 8 議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

◆ 日程第 9 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条 例の制定について

◆ 日程第10 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例の制定について

◆ 日程第11 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について

◆ 日程第12 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

#### 議 長 (田之畑)

日程第7 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてから日程第12 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。 町長。

#### 町 長(宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第13号から議案第18号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制 定について、御説明申し上げます。 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、地方公務員が改正され、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、改正するものです。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 の制定について、御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係性の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正するものでございます。 よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に 関する条例の制定について、御説明申し上げます。

民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しに伴い、関係条例の一部 を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について、御説明申し上げます。

本町に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき 条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について、御説明申し上げます。

東串良町過疎地域自立促進計画の一部変更を策定したので、過疎地域自立促進特別 措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求め るものでございます。よろしくお願いいたします。

#### 議長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ◆ 日程第13 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- ◆ 日程第14 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)
- ◆ 日程第15 議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会 計補正予算(第3号)

- ◆ 日程第16 議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特 別会計補正予算(第2号)
- ◆ 日程第17 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)
- ◆ 日程第18 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3 号)
- ◆ 日程第19 議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第20 議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第21 議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会 計予算
- ◆ 日程第22 議案第28号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特 別会計予算
- ◆ 日程第23 議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第24 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算

#### 議長(田之畑)

日程第13 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)から 日程第24 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算までの12件を一 括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。 町長。

#### 町 長(宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第19号から議案第30号までを御説明申 し上げます。

初めに、議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)について、 御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,950万円を減額し、歳入歳出それぞれ54億8,850万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところであります。

次に、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところであります。よろしく お願いいたします。

次に、議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、御説明申し上げます。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,087万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億4,631万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補 正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億499万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,316万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別 会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ581万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,079万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,807万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,199万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度当初予算でございます。

初めに、議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億8,200万円とし、対前年度比で約4.0%の増となっております。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をすることができる事項、 期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起 債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による ところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の 経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところであります。 よろしくお願いいたします。

次に、議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御 説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,340万3,000円といた しました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計 予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,800万円といたしました。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。 よろしくお願いいたします。

次に、議案第28号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別 会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ435万9,000円といたしました。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、 御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,134万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算について、御説明申

#### し上げます。

業務の予定量は、本予算の第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出は、本予算第4条によるところでございます。

次に、特例的収入及び支出は、本予算第4条の2によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は、5,000万円といたしました。

次に、予定支出の各項の経費の金額の流用は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、本予算第 7条によるところでございます。

また、他会計からの補助金については、本予算第8条によるところでございます。 さらに、棚卸資産購入限度額は、1,000万円といたしました。よろしくお願い いたします。

#### 議長(田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。 町長。

#### 町 長(宮 原)

訂正をさせていただきます。

この令和2年度東串良町介護保険事業特別会計予算書(案)でございますが、この 予算書(案)の中の一番下の行でございますが、ここが平成になっているそうです。 これを令和に訂正していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたしま す。

#### 議長(田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月16日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

#### 散 会 午前10時25分

#### 令和2年第1回東串良町議会定例会(第2号)

開 会 令和2年3月16日 午前10時00分散 会 令和2年3月16日 午後 1時45分

出席議員(10人)

1番 小 川 香 織 2番 児 玉 勇 治 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西 園 貞美 6番 7番 前田 隆 上園ミキ 8番 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

8番 上 園 ミ キ 9番 宮 地 利 雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮原 住民課長 宮 地 利 行 順 島 孝 一 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 教育長 天 神 康 男 農地課長兼農業委員会事務局長 髙 吉 幸一郎 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田 尾 勝 総務課長 江 口 勝 志 社会教育課長 橋口正博 総務課長補佐 農林水産課長 木佐貫 勝 志 上 野 史 生

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 別紙のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

#### 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

#### 会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予 算(第3号)
- 日程第 5 議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第 6 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

#### 開 会 午前10時00分

#### 議長(田之畑)

ただいまから、本日の会議を開きます。 直ちに議事に入ります。

#### ◆ 日程第1 一般質問

#### 議長(田之畑)

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番 小川香織議員。

1番 小川議員。

#### 1 番 (小 川)

おはようございます。1番 小川香織、通告に従いまして、5つの質問をいたします。 まず初めに、町長の掲げる三つのスローガンについて質問いたします。

町長はこれまで1期4年、三つのスローガンを掲げ、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表してこられました。「こどもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」というスローガンですが、具体的に福祉、教育、観光、経済、人口問題対策について、これまでの成果とこれからの方針を尋ねます。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

おはようございます。お答えします。

私自身、町長就任以来、私の目指すまちづくりは、笑顔あふれるまちづくりをスローガンに掲げ、「こどもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」の3点を重点に推進してまいりました。

これまでの成果といたしまして、まず福祉施策につきましては、2025年問題を抱え、これまでの諸施策に加え、高齢者の予防接種助成援助、そして人間ドック助成金の増額、管理栄養士もかかわった糖尿病予防事業など住民の皆様の健康増進を図る施策を実施してまいったところでございます。

また、ころばん体操、そして鹿屋体育大学と連携いたしましたひらめき体操など、お 年寄りに活動していただいております。これも長寿社会という中で健康なお年寄りを育 んでいただいております。

次に、教育関係におきましては、小中学校冷暖房設備設置事業、給食費助成事業、子

ども医療費助成を高校生まで拡充、そして池之原小学校校舎増設工事、町道柏原小学校 東門線及び第二中学校線の整備、そして教職員住宅の整備、多目的広場、駐車場及び休 憩所施設整備、運動場のメインスタンド改修等を実施してきたところでございます。

次に、観光につきましては、柏原相撲場整備事業、円山公園整備事業、そしてふれあいの森整備事業、柏原海岸整備事業など地域おこし協力隊の活用、利用いたしまして、また、唐仁古墳群の文化財をめぐるバスツアーや町内各所をめぐるバスツアーも行ってまいりました。

次に、経済分野につきましては、新規就農者への各種補助金、圃場整備事業の推進、 営農指導員の配置、ふるさと納税の推進による地元産品の活用、そして商業後継者や新 規就農研修者を受け入れるシェアハウスの整備などでございましょうか。

最後に、人口問題に関しましては、単身用集合住宅の誘致、空き家対策事業、第5次 定住促進住宅整備事業、柏原地区定住促進住宅整備事業、にこにこ館の柏原簡易郵便局 の設置などを行ってまいりました。またこれからの方針でございますが、前回12月定 例会時の前田議員からの一般質問でもお答えいたしましたように、これまでの成果、築 いてきたことのいしずえを連携させることでより一層効果的なものになると考えており ます。

以上でございます。

#### 議 長(田之畑)

1番 小川香織君。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。今回パンフレットのほうがあるんですが、これが町長が前に出られたときのパンフレットで、今度後接会で配られたパンフレットのほうを見せていただきました。その中に少し気になったので今回の質問に入れさせていただいたんですけども、さまざまな福祉関係の内容について取り組みをされていらっしゃると思うんですが、ころばん体操、健康寿命を増進させるような取り組みというのは含まれていますが、ほかの高齢者対策について書かれておりませんでした。

また教育に関してもさまざまな施策のほうが取り組まれ、芸術スポーツを生かした感受性豊かな人材育成に取り組まれていると思いますが、本町の教育問題においては、学力も問題の一つだと思いますが、そちらのほうも含まれていらっしゃいませんでした。

今後、観光、経済、人口問題についても、これらに対する海外からの観光人口の減少で、さまざまな場所で経済に対する影響が出ております。本町のみで経済、観光、人口問題を考えるのではなく、広域的な視点を持ち、このような対策を考えていただきたい。また、スローガンの中に含めていただきたいと思います。

次に、教育問題になりますが、学校給食の無償化についての検討の話はなされていないか、町長にお尋ねします。

#### 議長(田之畑)

教育長。

#### 教育長 (天 神)

今の御質問にお答えする前に、今関心のあるコロナ関係で、きょう、子供たちに登校 させているものですから、少しその状況をお伝えしてよろしいですか。全体の教育関係 の質問が今から続くわけですよね。その前にきょう、子供たちを登校させていますので。

#### 議 長 (田之畑)

暫時休憩します。



#### 議長(田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。 教育長、答弁願います。

#### 教育長(天神)

議員のお尋ねにお答えいたします。

保育料の無償化に伴い、保育園とあわせまして、幼稚園も給食の副食費を町が補助したところです。ただし、主食費は負担していただいております。小中学生も同様にすべきではないかということですが、無償化にするにはかなりの財源が必要であり、委員会だけの考え方では難しいと思います。ちなみに県内では、給食費の補助を実施しているところは、37%です。本町は1人2,000円の補助をしており、本町はまだよいほうではないかと思います。また準要保護世帯に対しては、かなり前から全額補助をしています。準要保護世帯への全額補助も県内では46%になっておるようです。また来年度以降、タブレットや校務支援ソフトなど大きな財源が必要であり、町当局にお願いをしていかなければなりません。そちらのほうが先じゃないかと考えていますので、今のところ給食費の無償化は考えていないということで御理解いただきたいと思います。

#### 議長(田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。平成28年度より東串良中、池之原小、柏原小の児童生徒の保護者が負担する学校給食費助成事業は、少子化問題、教育、子育てに対する支援策から考えても、保護者の経済的な負担軽減と子育て世代の定住化の促進、子育て環境の向上を担っていると理解します。

また令和元年度10月から開始された認定こども園、認可保育所、幼稚園、預かり保育所での幼児教育・保育の利用料無償化についても同様の効果が期待される重要な事業であると理解しますが、今、教育長の答弁からなぜ学校給食に対して無償化が検討されないのかについて、幼児教育・保育における副食費は、補助事業ではなく、無償化に踏み切ったのが疑問に感じるところもあります。これはつまり少子化問題、教育、子育てに対する支援策において、子供は社会の宝として社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくことが求められている中、幼児教育・保育において副食費無償化を含めた支援事業を開始したのであれば、小中学児童を持つ保護者に対しても同様の支援事業を検討することは町として公平な対応であり、必要な処置ではないかと考えます。学校給食は、昭和21年12月に発せられた学校給食実施の普及奨励について、文部、厚生、農林、3省次官通達により教育活動の一環として位置づけられております。平成20年6月の学校給食法改正では、学校における食育の推進が新たに制定されております。つまり教育の一環と唱えるのならば、学校教育法に示された義務教育においての教育実施者は市町村であるわけですから、多面的に考慮し、検討していく必要があるのではないでしょうか。

また、財政面において、仮に学校給食の無償化、さらなる保障を行おうとした場合、新たな財政負担が必要となるわけですから、予算の確保という観点では、当然解決していかなければならない課題ではあります。しかし、国の第3次食育推進基本計画にもありますように、学校給食での地場産品の使用割合や使用品目を高めることで、地域経済の循環を促し、雇用や安定した職の確保にもつながり、また郷土料理の提供、地元関係機関へのかかわりを通じて、本町に対する愛着や地元産業への関心を通じた食育が行えるのではないでしょうか。もちろん実際に地場産品の使用品目をすぐにふやすということは、大変困難だと承知しています。安定的な食材の確保には、まず生産者などの把握や確保も必要ですから準備するための時間も必要となると思います。調理するセンター側としても大量に調理するのであれば、真っすぐなキュウリや大きさのそろった冷凍野菜のほうが効率がいいでしょう。現在抱える給食センターでの人材不足の課題の観点からも、効率性は重要な点であると思いますが、地元産業への安定基盤を早期に整備することで、本町における新規参入事業開発の推進にもなると思います。このように他方面から考慮しても学校給食における給食費の無償化に対する検討は重要であると考えるのですが、教育長のお考えを伺います。

#### 議 長(田之畑) 教育長。

#### 教育長(天神)

先ほどお答えしたとおり、どうしてもやっぱり財源が必要なわけですよね。だから私だけではどうにもなりませんので、町当局のほうとの相談になるかと思います。給食だけじゃなくて、とりあえず、すぐ急がねばならないタブレット関係のことも出てきておるわけです。これは後のほうでまた質問のお答えの中に一部入ってきますが、それをや

っぱり優先じゃないかと今は思っているということです。ちょっとそれ以上は私のほう も答えようがないんですが、ちょっとその趣旨がよくつかめなかったので、もし必要で あれば、お願いします。

#### 議 長 (田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。財政問題がとても大きな課題になるとは思います。しかし、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達において健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材でもありますし、現在就学援助費給付制度の申請も増加していることから、保護者の経済的負担軽減処置に対する検討をもし今後よければ検討していただきたいと考えております。

次に、本町の不登校、ひきこもりの現状と対策についてお尋ねします。

#### 議 長(田之畑)

教育長。

#### 教育長(天神)

それじゃ、2番目の不登校、ひきこもり関係の質問のほうにお答えをしたいと思います。

不登校の定義としては、何らかの心理的、情緒的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者となっています。この30日という基準でいえば、小学生の該当者はなく、中学生が3名います。また、ひきこもりの定義としては、学校や仕事に行けず家にこもり、家族以外との人間関係がない状況となっており、3名とも該当はしない状況であり、ひきこもりは現在はいないと考えております。

実情や対応、対策ですが、この3名のうちの1人は、2月末での欠席が171日で、17日はフリースクール、PSスクールかのやに通っています。また、担任は週1回家庭を訪問し、配布物を届け、近況確認を行っており、その際は本人もきちんと顔を出しています。さらにスクールソーシャルワーカー、SSWも家庭訪問を行うなど、積極的にかかわっています。残念ながら本人は集団の中にいることを嫌がるところがあるようです。今のところ、卒業後は、現在のフリースクールに通う可能性が高いようですが、開陽高校の通信制も視野に入れて、その準備も今しているというふうに伺っておるところです。

もう1人は、2月末までの欠席が103日です。友達と一緒に自転車で校門まで来て、中へ入れずにそのままさよならと帰るのを数回私自身も目撃したことがあります。また、登校できても別室での学習ということも多かったようです。担任は週1回、家庭訪問をし、配布物を届け、近況確認を行っていましたが、最近は本人が顔を出さないことが多

くなってきているようです。スクールソーシャルワーカーもかかわっていますが、お母さんも困り感や焦り感を抱いております。お母さんは姶良市の専門機関でカウンセリングを受けたこともあります。また、12月からは毎週月曜日、本町の総合センターでSSWと学習支援などについて相談をしていましたが、続かずに、鹿屋市の図書館や公民館でSSWと会っていたようです。また2月末現在、鹿屋市のフリースクールPSかのやに7日間通えたそうです。本人は、能力が高い分、学習面のおくれを気にしているようです。それも登校できない要因の一つではないかなと考えているところです。

またもう一人は、2月末までの欠席が72日です。指導方法や内容は、前述の二人と同様です。ただし、継続して休むということではなく、中学校入学時は、不登校が解消され、自転車で柏原から元気に登校していました。2学期ごろから再び欠席が目立つようになり、ここ数カ月間は、月に9日程度欠席をするようになり、合計が72日ということです。前述の2人とは多少理由が異なり、登校したら特別支援クラスで元気に学習しています。その意味では完全不登校とは言えませんが、今後も注意を要すると思われます。

以上です。

#### 議 長 (田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。本町における実態、対策について確認できました。めまぐるしい勢いで多様化する現代において、子供たちの悩みやストレスは勉強や部活、恋愛や進学、家庭問題、いじめなど多岐にわたり存在し、不登校や深刻な場合、自殺を考えてしまうようなケースも存在します。またこのような場合、日ごろから多くの時間、かかわりを持つ教員や家族の方でも心のケアを施すことは難しいケースもあり、時には専門的な関係機関へつなげることも必要となります。この判断や傷ついた子供の心のケア方法を間違えると、子供たちの心の傷はさらに深くなり、最悪の場合、手おくれになりますが、本町においてスクールカウンセラーを導入しているというお答えをいただきましたので、本町に住む全ての児童が心から安心し、生き生きとして健やかに学校生活を送り、成長していくための支援を継続し、応援していただきたいと思います。

次に、2020年度から小学校におけるプログラミング教育必修化における本町の方針と計画について教育長に尋ねします。

#### 議長(田之畑)

教育長。

#### 教育長(天神)

お答えいたします。

文科省が示す小学校でのプログラミング教育の狙いを大まかに説明しますと、1.

プログラミング的思考を育むこと、2. プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、3. 各教科での学びにより確実なものにすることの三つと言えるようです。つまりプログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得するといったことは考えられますが、それ自体を狙いとしているのではないということも押さえておくべきかと思います。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらよいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力ということです。したがって、町としての方針とかを文章化するというようなものではなく、各学校の教育課程の中に授業の一環として組み込むものですので、委員会として決定したものではないですが私の個人的な考えを含めた、今後こうしたい、こうなればいいなという方向性をお話ししたいと思います。

令和元年度も県の総合教育センター等が出している指導事例をダウンロードして、職 員間での研修をしております。2年度は、各学校とも総合学習の時間を利用して、実際 の授業を計画しているようです。ただし、どの事例を見ましても、また関係の業者さん がセールスのために説明するものは、ロボットを動かすとか、算数の教材として適当な 数字を入力して、正三角形や正六角形を書くという、ソフトの紹介であり、試行錯誤す る方法ででき上がったプログラムを体感するだけのものです。これは、本来の論理的な 考え方を学ぶこととは若干違うと考えております。論理的な考え方は、数学の論理学の 基本的なものを学ぶということであり、算数だけではなく、国語やほかの全ての教科で も意識して指導しなければならないことだと認識しています。なお、タブレットにつき ましては、2年度から年次計画で少しずつ購入し、四、五人に1台、または1学年か、 2学年分のお願いをする予定でいました。ところが、11月13日の経済財政諮問会議 において、パソコンが1人1台というのが当然であるということを国家思想として、明 確に示すことが重要であるという、安倍総理の発言があり、文科省から県へ通達があり まして、1月20日の説明会で、児童生徒の1人1台のタブレット支給という5カ年計 画が突然示されたところです。文科省や県の義務教育課、企画生徒指導係の担当者も大 変な思いで現在対応中です。調査や書類作成等、本町はもちろん各市町村の担当者もこ の1カ月、2カ月、かなり苦しい中での対応を強いられています。県の担当者に質問し ても、即座に回答ができない状況があり、書類を提出した後から条件がつけ加えられる、 そういう状況がありまして、これまでに3回書類修正等を余儀なくされました。予算関 係については、当初3月議会に間に合うようにと県からの指示でしたが、当然間に合う わけではなく、6月議会でお願いすることになるかと思います。そのあたりの準備がで きましたら、プログラミング学習が体感できるソフト等の購入等をお願いしようと今考 えているところです。

以上です。

#### 議長(田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番(小 川)

伺いました。本町でも昨年度から教育の学習指導等について話し合いがなされてきた ようでありますが、先行的にプログラミング教育を取り組んだ授業を実施したいという 情報は確認できませんでした。2019年に公表した文部科学省の調査結果では、全国 の教育委員会1,745団体にプログラミング教育の取り組み状況について、市や区、 町や村では取り組み状況に差が見られると報告されており、また教員によるプログラミ ング教育への不安の声も報告されています。しかし、新教育学習において、不安や期待 を抱いているのは教員だけではありません。学びを深める子供たちや成長を見守り支え ていく家族も同様です。オックスフォード大学准教授マイケル・オズボーン氏は、今後 10年から20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いと予測し、ニュー ヨーク市立大学大学院センター教授キャシー・デビッドソン氏は、子供たちの65%は、 将来今は存在しない職業につくといった予測をしています。2020年に行われた少年 の主張では、進化する社会の情報を捉えた主張が発表され、AIや5Gなどネットワー クの取り囲む世界で自分たちに求められている能力とは何かについて問いており、その 問いに対して、教育者や行政は導いていく必要があります。現在の教育長のお話を聞き、 文部科学省は教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画を策定し、整備するための政 策を経済対策に盛り込んでいるお聞きします。その計画が実現化されれば、今後環境の 整備や強化を行っていただきたいですし、実現化されなくても検討していただく必要が あると思います。

熊本市では、タブレット端末2万3,460台を導入し、ICT教育の改革をプロジェクトしているそうです。また、鹿屋市では、Pepper君を使用したプログラミング学習が2019年に中学校、高校等で実施され、保育園からタブレット教育に触れさせるところもあると聞きます。各自治体の経済状況や教育への考え方、環境整備の違いなど、さまざまな要因から自治体間の教育格差が生じることはあってはなりません。2020年に小学校でのプログラミング教育が必修化されますが、2022年には高校教育でも必修化される予定であります。2024年以降は、大学の情報での入試出題も検討されているといいますし、社会人向けの専門課程、養成講座などの設置も検討されているという話もあるようで、今後生きて働くための知識や技能の習得、どんな状況にも対応できる思考能力や判断能力においても、これからの時代に求められる教育のあり方だと考えております。

町長の掲げるスローガンにもありますように、子供たちに未来と希望を抱き、実現できる環境を整備、提供できるよう検討していっていただきたいと思います。

私は、前回、このタブレット教育について研修に伺いました。その際、プログラミング的思考について、先行的実践を導入されている関係各者の方にお聞きしたんですが、教育長がおっしゃったようにプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した

処理を行わせるため、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動ということですが、やはり機会を、機会というか、そのプログラミングに関するタブレットなどを通じて考え、学ぶことは、これからの生きていく未来において、子供たちに大切な情報であり、学びだと思います。そのため財政的な問題もあるとは思いますが、できるだけ環境を整備し、1人1台タブレットを配給できるように検討をしていただきたいと思います。次に、社会教育課の配置について質問いたします。

現在、社会教育課の配置は、3階にあり、通路は暗く、窓があり、閉鎖感を感じます。 窓が閉鎖していることで訪問時、声が届きにくく困惑することもありました。また、エ レベーターを使用しても距離を歩かなくてはなりません。今後設置を1階、もしくは2 階に移動するといった検討はないか、尋ねます。

#### 議 長(田之畑)

教育長。

#### 教育長(天神)

お答えします。

教育委員会の場所が遠く、廊下が暗くて相談がしにくいから1階におりたらどうかという意見を前に伺いましたので、それに関連する質問だと考えて、質問の趣旨が完全に理解できていないんですが、お答えいたします。

3階の廊下の両側それぞれに部屋があり、窓もないので確かに暗い感じはあります。 しかし、通行に不自由するレベルではないし、相談そのものは会議室などで行いますの で、暗いことはないと思われます。就学前の子供たちの相談もよくありますが、その保 護者からも暗くて行きにくい、相談しにくいというような意見は聞いておりません。ま た、仮に1階におりたら住民課、福祉課、税務課などありますが、相談などをする場所 も少なく、3階の会議室などに移動することもあり得ると思われます。さらに相談され る保護者も全てオープン状態の1階のところは相談に来にくいのではないかとも考えま す。参考までに今の庁舎ができる前は、社会教育課は、総合センターに管理課は今の林 田土地改良区のところにあったと聞いています。つまり教育委員会は、ある意味、町長 部局からは独立した形になっているというのが一般的な形だと思います。現にこの近隣 の他市町でも役場とは別の棟のところも多いと思います。同じ庁舎内でも他の課と離れ た階にあるのは、先ほどの理由によるのではないでしょうか。本庁舎をつくる場合もか なり議論を重ねて今の場所になったと聞いています。1階はやはり住民に最も身近な住 民課や福祉課、税務課などが望ましいと個人的には考えています。それでもと言われる なら、私どもではもうどうにもなりませんので、役場全体の見直しということで、町長 部局にお尋ねするしかないのではないでしょうか。

また管理課と社会教育課は隣にあってお互いに常に連携がとれるほうが時間の無駄もなく、都合もよいと思います。合同の仕事もあり、その打ち合わせや確認もしやすく、 どちらかが全員で出払う場合も電話当番を兼ねられますし、月2回の朝の打ち合わせも 今のほうがやりやすいと思います。教育長の部屋からも近いほうがもちろんありがたい です。なので、社会教育課の配置の検討は現状では必要ないと考えております。

あと窓口対応についても、以前あったんですが、今でも職員への注意指導はしている つもりですが、さらに指導を徹底し、改善するよう努力しますので、ぜひ具体的な事例 の指摘をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

#### 議 長 (田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番(小 川)

伺いました。今保護者の方が相談に来にくいのではという内容について、そのような相談はないということをお聞きしました。また、教育長執行機関のやりとりに関して隣同士であったほうがやりやすいということもありましたが、執行機関、役場、窓口というのは、執行機関や職員のためではなく、町民のためにあると考えておりますので、ぜひ今後もしそういった相談しにくい、またはさまざまなサービスに対しての相談や意見などがありましたら、考慮し、取り入れてほしいと思います。

次に、ハラスメントについて質問いたします。

時折、ニュースや情報誌でハラスメントという言葉を目にしますが、本町における教育現場、行政でのハラスメントの対応、対策、現状について町長、教育長はどのように 把握されているのか、尋ねます。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

議員のお尋ねの行政においては、教育委員会のみの対応、対策についてお答えいた します。

注意や指導すべきことが起きたらその都度、当事者には事情を聞いたり、注意などしております。基本的には月2回、第2、第4週の火曜日始業時に、管理課、社会教育課合同のミーティングをしております。その際、私からこれは…。もとい、ちょっと私のほうの行政でのハラスメントの対応についてお答えいたします。

行政でのハラスメントの対応、対策、現状についてですが、現在のところ、ハラスメントの事案はございません。もしそのような事案が発生した場合は、衛生委員会、総務課職員3名、福祉課職員、保健師を交えて4名を相談窓口といたしまして、設置しております。衛生委員会へハラスメントの相談があった場合は総務課にて速やかに事実関係の確認を行い、事実関係が確認できた場合は、被害者に対する配慮と行為者に対する措置を適正に行える体制を整えております。働きやすい職場環境を提供するためにも、ハラスメント対策は重要な課題であると考えております。職員及びパート職員へハラスメントに関する情報の周知、啓発等に積極的に取り組んでまいる所存で

ございます。 以上でございます。

議 長(田之畑) 教育長。

#### 教育長(天神)

学校における部分をお答えいたします。

学校におけるハラスメントに関する事例やそのことでの協議をしたというようなことは今のところ聞いておりません。ただし、学校においては、万一の場合に備えて、それなりの対応対策がとれるような体制は整えていると思います。ハラスメントに限らず、コンプライアンス等、服務、規律全般において、校長会や教頭会では毎回お願いをしており、県からの注意や指導等の通知等を含めて、そのたびに職員への指導もしていただいております。

また、各学校ともハラスメントに限らず、職員の身体的、精神的健康面や悩み事などを含めた相談や訴えができるように相談窓口が設けてあります。誰でもいつでも相談できるように養護教諭や教頭の場合が多いと思います。何らかの問題が生じたら衛生委員会を開きます。そのメンバーは学校で若干異なりますが、校長、教頭、養護教諭、団体代表、女性代表、事務、町職員などで構成されております。直接の訴えがあっての協議はここ数年、どこも経験がないようです。しかし、この衛生委員会は定期的に開かれ、予防や健康面、その他、必要な話し合いをして、情報の共有や共通理解をしているようです。中学校は、月1回衛生委員会を開き、必要に応じて他の職員にも周知しています。池之原小は、代表による衛生委員会は学期1回ですが、毎月職員会議後に、衛生委員会と銘打った全職員の会を実施しています。柏原小は学期1回の衛生委員会で、それを全職員へ周知しており、夏休みには研修の一環としてハラスメントに関する研修を実施しています。ということで、今のところは対応できていると考えています。

また、行政におきましては、教育委員会のみの対応、対策についてお答えいたします。

注意や指導すべきことが起きましたら、その都度当事者には事情を聞いたり、注意などをしております。基本的には月2回、第2、4週の火曜日、始業時に管理課、社会教育課合同のミーティングをしております。その際、私から必要に応じ、ハラスメントに限らず、コンプライアンスなど、服務、規律全般のお願いや注意をしています。役場内での気づいたこと、町長や総務課から指導やお願いがあったこと、さらに県内、県外の関連のあるニュースなどの事例がありましたら、その都度お互い気をつけるようにと喚起しているところです。役場全体につきましては、先ほども町長からありましたとおり、相談窓口は決めていますが、ほかの課については、私のほうは省略させていただきたいと思います。

以上です。

#### 議長(田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。ハラスメントとは、受け手の感じ方で異なるところがあります。その ため、ハラスメントの意識がなくても、相手はハラスメントを受けていると感じるこ とがあります。現状として、これまで報告はないということで、またハラスメントに 対する対策もしっかりされているということが確認できました。しかし、報告件数が 少ない場合、本当に調査自体が適切であるかわからないことがあります。ハラスメン トは、人格や尊厳を侵害し、申告しにくいこともありますから、申告、相談しやすい 職場環境の整備と適切で迅速な対応も必要です。また、ハラスメントは人格や能力を 否定し、士気を低下させます。反対に考えると、ハラスメントのない職場環境は、新 人、経験、階級関係なく自由に意見を討議し、町政における企画、サービスの発案等 が活発に行われると思います。本町の抱える課題に対応していくためには、これまで の経験や知識だけではなく、新しい視点も必要です。限られた人材でいかによりよい まちを築き、維持、継続していくかを考える上で、全ての人材の能力が輝く必要があ ると思います。職場にやりがいと楽しさを感じることでふるさとに対する愛着も深く なりますし、そうすると自然に笑顔あふれる役所が維持され、町民に親しみやすい環 境にもなるのではないでしょうか。今後も見直しと指導を検討していただき、町民の みならず、職員を含め、環境の整備と構築を求めていきたいと思います。

次に、地方創生について、町長に尋ねます。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

本町の地方創生総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年間の戦略として平成27年12月に策定されました。この総合戦略に盛り込まれている中から、これまでの成果といたしまして、主なものをお答えさせていただきます。

東串良町柏原地区小さな拠点づくり事業といたしまして、旧鹿児島興業信用組合柏原出張所跡地に、生活インフラ機能等を備えた小さな拠点を町内の条件不利地域である柏原地区に整備し、人口流出防止の実現のために二つの事業を展開してまいりました。

まず一つ目の事業といたしまして、まちが受託する簡易郵便局業の運営を通じた生活利便性を確保するための柏原簡易郵便局事業でございます。

二つ目の事業といたしまして、地元スーパーと連携して、日用品等の販売を行うと ともに、生鮮食品の買い物代行配達事業を行っております。柏原内の自家用車を持た ない高齢者世帯を中心に登録制といたしまして、2人の集落支援員が食料品の買い物 支援を行う集落支援員活用事業を実施しております。

次に、東串良町の農業や商工業の仕事体験希望者の受け入れ事業や事業後継者として移住した者への技術支援事業を初め、U・Iターン等の受け入れ体制として、住まいや生活のサポート、ネットワークづくり、移住者が孤立しないよう、地域との連携づくりを構築することを目的とした後継者支援協議会を設立できたところでございます。構成員は、シルバー人材センター、鹿児島きもつき農協、園芸指導振興会、商工会、町農林水産課、企画課の各団体から選出された者をもって構成されております。

次に、空き家バンク登録事業につきましては、空き家状況調査を行い、空き家の所有者にU・Iターンの貸付、または販売等に関する意識啓発を行うとともに、空き家所有者とU・Iターン者等をマッチングする空き家バンク事業を展開してまいります。 平成28年度から平成31年度までの実績といたしましては、9件でございました。

次に、池之原地区定住化支援事業につきましては、平成29年3月から第二ルピナスタウンとして46区画の募集を開始しております。現時点におきまして、27区画は契約済みで、残り19区画となっております。

次に、柏原地区定住化支援事業につきましては、今年度2区画を整備し、マリンビレッジ柏原として1坪当たり40円での貸付をただいま募集しているところでございます。先週でしたけれども、1区画が決定済みでございます。

今後、具体的な計画につきましては、先ほど御説明いたしました第1期の総合戦略が今年度末までとなっている関係上、現在、第2期の総合戦略を策定中でございます。第1期の総合戦略をベースに地方創生プロジェクトチームでの新たな提案を盛り込み、現在調整中でございます。最終的には、地方創生推進本部委員会に諮り、第2期の総合戦略策定が完了となります。まだ確定ではございませんが、新たに提案された事業の概要について参考までに御紹介させていただきまして、答弁とさせていただきます。

まずは、松葉有効活用循環事業でございます。これはSDGsの実現を目指した持続可能なまちづくり戦略の15項目の陸の豊かさも守ろうとの取り組みとして位置づけております。防風林や防砂林としての地域住民の生活を守っている松原の保全活動に取り組むとともに、緑を育てるために松葉を活用した地域環境に優しい商品の開発に取り組むものでございます。具体的には、松葉を原料とした暖房設備用の固定燃料、植物活性化剤の商品化を目指すものでございます。ルーピンの生育活性化剤を活用した実証試験や企業及び大学と連携を図り、商品開発に取り組むものでございます。

次に、首都圏学校との連携事業、政策アイデアコンテストでございます。東串良町が抱える政策課題について首都圏の中高生や近隣の中高生を対象に政策アイデアを募る政策アイデアコンテストを行うものでございます。上位入賞者は本選出場のため、実際に本町に訪れ、政策アイデアを発表し、最優秀を決めるものでございます。首都圏の中高校生が鹿児島県東串良町のさまざまな政策課題について深く調査、研究することで、地方の現状を知り、本町への興味関心を向けるきっかけづくりとなることで関係人口の増加を図る事業でございます。

次に、関係人口増加対策事業でございます。国道からの玄関口である豊栄地区を拠点とした交流人口の増加を図るものでございます。具体的には一店舗、一名物、一押

しの商品に磨きをかけて、観光客への案内ができるよう整理いたします。また、各店舗でできる体験メニューを造成し、商品化した名物や体験メニュー等はふるさと納税での返礼品としてあわせましてパンフレット化、町ホームページで案内を行うものでございます。ひっとべ館や農家、民宿等の簡易宿所と連動した案内もできるようにするものでございます。また、地域おこし協力隊や、地元住民を活用した観光コーディネーター育成を図り、ワンストップでの案内ができるようにいたします。さらにはルピノンの里やふれあいの森、キャンプ場の情報が相互に案内できるようにするものでございます。

次に、世界で活躍できる子を育てる事業でございます。子供への投資は経済への活性化につながります。認知能力、学力とともに、非認知能力、コミュニケーション能力、やり抜く力、忍耐力、好奇心、主体性等の向上を図るための支援を行い、世界で活躍できる子を育てていくものでございます。まちの特色といたしまして、非認知能力の向上支援に力を入れることで、子育て世代家族の流入につながっていくものでございます。あわせて専門人材の育成を目指す事業でございます。

最後に、町内交通網改善事業でございます。

現在のバス廃止路線代替タクシーの利便性の向上を図るとともに、町内外の方が利用できる町内巡回バスの導入を目指すものでございます。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。地方創生は出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯どめ をかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を制定し、それぞれの地域で住みや すい環境を確保して、将来にわたって活気ある日本社会を維持することを目的に制定 されております。この第1期総合戦略では、地方に仕事をつくり、安心して働けるよ うにする。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望 をかなえる、及び時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と 地域を連携するを基本目標として本町においても、平成27年度東串良町まち・ひ と・しごと創生総合戦略が制定され、取り組みが進められてこられました。第1期で 見えた課題についてどのようなものがあったか、今回の質問では回答は得られません でしたが、今回の第2期総合戦略では、第1期の課題も踏まえ、稼ぐことも重要であ ると言われています。つまり暮らしやすさを追求しながら、地方の魅力を育み、世界 を視野に入れ、競合し、観光、農業、製造業など地域外からも稼ぎ出す取り組みを考 案し、経済面での自立、経済の潤う戦略と継続できる戦略を考案する必要があります。 今、考案されている第2期東串良総合戦略はきちんと前回の課題を踏まえ実現可能で、 さらに稼ぎ、継続して取り組める計画でしょうか。この創生事業には多くの予算が計 上されておりますが、今後も予算が継続して支払われていくという確証はありません。

#### 会議の経過

そのため、創生戦略に関しては計画をきちんと定め、経営を含めた具体的な事業計画 を考案し、またパブリックコメントの募集やアイデア募集を進めてほしいと思います。 一時的な総合戦略にならないよう期待し、次の質問に入ります。

最後になりますが、医療費についてお伺いします。

2020年度改定で診療報酬の改定が行われる予定でありますが、改定における本町の医療費の増減についての対策が検討されているのか、町長に尋ねます。

#### 議 長 (田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

お答えします。

議員お尋ねの件につきましては、令和2年度策定予定の国保事業計画に基づくまちの取り組みとも関連がございますので、詳細について担当課長に説明させます。

#### 議 長(田之畑)

福祉課長。

#### 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

診療報酬の改定は、基本的に2年に1回実施されるところであります。令和2年度の改定内容は新聞紙上でも報道されたとおり、医師の働き方改革に配慮し、医療従事者の技術料や人件費に当たる本体部分の改定率をプラスにする反面、薬価部分を大幅に引き下げることで、全体はマイナスになるとの見解が示されております。議員お尋ねの診療報酬の改定における本町の医療費の増減について対策の検討はなされているかということにつきましては、端的に申し上げて、診療報酬の改定は国が実施する公の価格設定でありますことから、診療報酬改定に伴うまちの対策を考えることは得策ではないものと考えております。

また、国保の医療費の支払いは保険者である鹿児島県が全責任をもって行うものであり、その運営を行うため、その年の納付金を市町村は納付する仕組みとなっております。納付金の算定は、過去3年間の医療費、所得、被保険者数で算定されますので、診療報酬の改定が即納付金に大きな影響を与えるものとは考えておりません。町としましては、令和2年度策定予定の東串良町国民健康保険事業計画の基本的な事業であります医療費適正化対策事業、特定健康診査事業、特定保健指導事業、それから国民健康保険税徴収率向上対策事業を着実に進めながら、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも抑制できるよう取り組んでいく考えでございます。

以上です。

#### 議長(田之畑)

1番 小川香織さん。

#### 1 番 (小 川)

伺いました。2020年度から団塊世代が75歳以上の後期高齢者になり初め、医療費も増加していくと予測されております。ふえ続ける医療費を抑制することが難しくなる中、支え手である現役世代が減少し、医療費の負担額の維持も厳しくなるのではと考えます。本町においては、自営業者の割合も多いことから年金受給額が少なく、医療費が生活に直接影響される方もいます。

健康寿命における対策が講じられておりますが、本町におけるころばん体操などを 含めた健康寿命をさらに推進していただき、また要介護に移行するなどの抑制に対す る検証などをしていただきながら、本町における高齢者が安心して最期まで自分らし く過ごせるようにできる東串良を期待しております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### 議 長(田之畑)

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時58分 ————
→ 再 開 午前11時06分

#### 議長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。 3番 瀬戸山譲一君。

#### 3 番(瀨戸山)

じゃあ、早速質問に移らせていただきたいと思います。

1番目、町政のマンネリ化についてということで、ここにも書いてありますとおり、 去年南日本新聞紙上で、議長が東串良はマンネリ化しているということを新聞紙上に、 議長が言ったことが書かれていたわけですけども、このマンネリ化と言われているこ とを町長はどんなふうに解釈したのか、お願いします。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

お答えします。

議長が町政をマンネリ化と表現されたのであれば、それはもう議長がそのように感

#### 会議の経過

じられていらっしゃるのだろうと思っております。発言された真意がわかりませんので解釈もいたしかねるところでございます。十人十色ですので、それぞれの意見があるだろうと思います。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一君。

#### 3 番(瀨戸山)

そのことを町長にちょっとお聞きしたいわけです。どんなふうに自分は感じられたのかということです。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮原)

今さっきお答えしたとおり私は何も感じておりません。それは議長の議長としての 意見だろうと思っております。

以上でございます。

#### 議 長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番 (瀬戸山)

何も考えていないということをおっしゃったわけですけども、ちょっとびっくりしました。自分は非常に残念だなと思いました。だから東串良のマンネリ化、どういうことかなということですけども、町長が何も考えていないということであれば、それはそれでいいです。

じゃあ、具体的に2番目に移ります。このマンネリ化ということを言われてましたけれども、新聞を読まれたと思うんですけども、具体的にはどういうことなのかなということを、それもわかりませんか。だからこの2番に対しての通告を出していますから、どんなふうに準備をされていたのか、お願いします。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

私自身は、町政を担わせていただきまして、平成28年3月からさまざまな事業を 行ってまいりました。先ほども小川議員にお答えしましたけれども、マンネリ化とい うようなことを全く自分自身は感じておりません。ですから議会へ指摘したこともございませんし、しかし議会と執行部と立場が違いますので、町民皆様のために力を尽くすということは同じだと思いますので、皆様方からいただいた意見の中で、参考になる意見があれば、当然のことながら参考にさせていただきたいと思っておるのが今の気持ちでございます。

## 議 長 (田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

## 3 番(瀬戸山)

その答弁にもちょっとびっくりしております。何とも言いようがないなという感じですけど。やはり自分としては、いろいろ、私は去年からも言っておりますけれども議会と執行部との関係のあり方も緊張感を持ちながらやっぱりある意味まとまって仲よくいろんなことをまとめ上げてやっていくのが自分の考えとしてはそういう方向性で一般質問でもいろいろ言わせていただける中で、やっぱりいろいろあると思うんですけれども、自分自身はやはり第一は執行部と議会の乖離ですか、なかなか意思疎通が図れていないということで、我々としてはいろんな議案が議会に提案されるわけですけれども、ある意味ぼんと何かいろんなテーマを出されてきて、こういうのがあったんだということで、やっぱり事前のいろんな説明とか、あるいは考え方をば知らせていただければ議会としてもいろんな提案ができるし、あるいはその準備として訂正し、修正案も出せるしいろいろ考えているところでございますけども、そういうことは余りないんじゃないかなと自分自身は思っております。

だからマンネリ化というのは、イコールやっぱり町政の停滞って、あの新聞を読む とそういうふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃるんではないでしょうか。だか らそれを考えていく上では、二、三、自分が考えていることは、おととしの10月で したけども、宮崎の国富町に古墳の調査、あるいは勉強会に行くということで、あの ときお願いして担当課の社会教育課の中の担当の方に来ていただいたんですけども、 そのことも前も申し上げて、要するに肝付町がそういう方向性でいろいろ頑張ってい らっしゃるというのは、要はいろんな議題が出されたとき、あるいは調査、それから そういう研修があったときには議会がそういうふうに見ているときは、担当課の課長 とか、あるいは担当の人を随行させるということをできるだけやっているということ を聞いております。そうすることで議会と、そして執行部がどういうことをお互いに やっているかということが意思疎通ができるわけですよね。だから初めて社会教育課 の担当の方に来ていただきましたけれども、なかなかよかったと思います。だから古 墳に関してのああいうとき、第1回目でしたけども、最初でしたけども、お互いに昼 御飯を食べながらでも意思疎通ができたということは大きなきっかけになったかなと 思っております。そういうことをこれからお願いしたい。あるいは、こういうことを 肝付町を見習って定着化していただければと思っていることと、もう一つ、やはり自 分たちが、私が議員にならせていただいたときに、よく言われたのが議員は言いっ放

し、そして執行部は検討しますで、結局何ひとつ事が成就されない。それでしょと厳 しく言われて、自分も身が引き締まる思いをしたわけですけども。それでいろいろ私 は去年からここでも言わせていただきましたけども、実際そうだと思います。やっぱ り自分たちが言ったこと、そして町長はそれに応えてキャッチボールの関係とも言い ましたけども、お互い、ある人に言われたんですね。検証がなされていないと、お互 いの言うこと、なすこと。だからこの前も議会で話があったわけですけども、いろん なことをやっぱり提案されてきた事案、提案、そして私たちが提出する、例えば請願 なり、陳情なりも含めて、その後の検証というのが全然なされていない。要するにト レーサビリティをしっかりチェックしていくという機能を自分たちもお互い持ってい なきゃいけないんじゃないかなと思っております。そうすれば自分たちもいろんな先 進地に行って研修して、学んだこと、勉強したことを本当に真摯になって町政、ある いは町民の皆さんのためにいろいろ提案できるんじゃないかなということを思ってお りますので、これからこの二つのことを町長、ぜひ肝に銘じてと言ってしまえばちょ っと高圧的な言い方になりますけども、それぐらいのやっぱり緊張感がないとマンネ リ化になってしまうというのは、そのことかなと自分自身は思っております。だから 今言った二つのことをぜひ、これから最大限に検討していただきたいと思っておりま す。

そのことで我々は議会は大隅期成会、そして首長、そして議長さんが参加される大隅総合開発期成会、ここに関しても去年も言いましたよね、やっぱり町長と議長が連携して東串良の問題点、あるいは4市5町に対する請願、提案なりもやっていかなきゃいけないんですけども、それが全然なされていないということも言わせていただきましたけども、それもこれからやっていく上で、後からのごみ問題にもつながっていきますけども、そういう方面に対して、あるいは県とか国に対しての陳情、請願も含めて、これから一体化した役場のあり方、議会とそれから執行部の一丸となった動きというのが望まれると思うんですけども、どうでしょうか、町長。

## 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

お答えします。

私も以前議員をやっておった手前上、皆さんこの議員必携を持っていらっしゃると思っておりますけれども、334ページにちゃんと載っておりまして、この執行部機関と議員というのは一歩離れて二歩離れるなということわざがあります。そういうことで執行機関に近づき過ぎて一つになってしまっては批判も感心もできないという、そういう政策判断もできないのは当然で、議会の存在理由はなくなってしまうということでございます。そういう形で、私の議員を10年間させていただきましたけれども。前回も議員の答弁をさせていただいたわけですけれども、大隅総合開発期成会については、議会議長も出席しますけれども、どのような共同歩調をとっているか尋ね

るということですけれども、そのときも御説明いたしましたが、大隅総合開発期成会とは大隅地域全体の産業、経済、文化等の向上を目的としております。大隅地域全体の課題の中には東串良町にも関係あるものが多く含まれておりまして、そのような議題の中では語り合わなくても、よりよい東串良町にするための協働、共通認識を有するものと考えています。

また議長との語らいということでございますけれども、議会運営上必要な部分については、その時々にお願いをいたしているところでございます。先ほど申し述べましたけれども、議会と執行部との立場は違いますが、町民皆様のための力を尽くすということについては同じだと考えております。また、今後必要があれば、その都度協議していきたいと考えております。

以上でございます。

# 議 長 (田之畑)

3番 瀬戸山譲一君。

## 3 番(瀬戸山)

だから二元論という言葉が使われますけれども、議会は執行部を監視していくと、よく聞く話ですけども、それだけじゃないと思いますね。だからただそれだけでやるんであれば、自分たちも政策提言する理由もないし、意味もないし。だから今、地方議会人って冊子が自分たちにも配られていますけども、あの辺を読んでいると、今そのことだけで、この厳しくなった世の中を解決できるすべはないと。だから自分たちがやっぱり一致団結して、東串良の町政を見ると一致団結してやっていた時代も、癒着とかそういうふうに言われていた時期もありましたけど、そうじゃなくて、お互いに緊張を保ちながらやっていかないと、これから難局を乗り越えられないかなと思っております。いろんな難しい問題が世界中、日本、地方にまでどんどん出てきていますけども、単なる二元論でやっていける時代ではないんじゃないでしょうか。そこは一歩、二歩前に出た町長と議長のあり方というのが最大限注目されていくことになると思います。この件はこの件で以上です。

次に、柏原海岸のごみ問題についてです。

このことも再度申し上げました。それでやっぱりここで一般質問で言っても全然その後が全くありません。肝属川支流、だからこれは自分たちの町政のあり方もこのごみ問題が象徴しているような大事なことだと思っているんですけども、だから実際このごみ問題に対して自分たちが町政、あるいは議会を振り返って何ができているのかということをやっぱり問われると思っているところであります。だからこのごみ問題をこれからいろいろ考えていく上でのすごく基本的になる事案だと思っているんですけども。町長がこの前、東串良が、ここに書いてありますように、なぜかと言ったら肝属川支流、串良川、汐入川、このごみを一手に受けてしまうのは東串良であると。だから東串良は被害地であるという考えでもあるということを町長はおっしゃって、その都度、さっき言った大隅総合開発期成会で東串良は大変ですよということを町長

は述べられたということでした。それで2番目に、そういうことでちょっと高額なトラクターとごみ収集機を購入したわけです。2台で1,000万円を超えてしまいますけども、この問題に関して、自分はこの2番の意味を含めて言わせていただければ、やはりそういうごみ問題は、東串良はさっき被害地ということでありましたけども、結局我々がそういうのをかぶって対症療法をしていることでしかないんじゃないかなと思っております。そこを含めると根源的なごみを出す人、ごみを出すまち、元を絶たなきゃだめだということで、私はこの3番目にもう結論づけて言いますけども、町長、まず2番目ですね、今ごみ収集機の稼働状況はどうですか。ごみ問題が何かいろいろ大変だと聞いているんですけど、ちょっとお願いします。

## 議 長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

議員のおっしゃるごみ漂着物とか、そういうのは終わりなき戦いというか、大雨とか台風、そういう感じで毎回ですけれども、今ここに議員おっしゃいましたごみを収集するビーチクリーナーですね、この稼働については、平成31年2月に購入いたしまして、稼働状況につきましては、6回使用をさせていただいております。今月も数回の作業を予定しておりますが、作業につきましては、シルバー人材センターに年間を通じ、柏原海岸の清掃業務等を委託しております。除草やルーピン畑の中耕とあわせて行っておりますが、このビーチクリーナーでの作業は、4月から大体10月までの間が期間となっておりまして、ウミガメの産卵、保護の観点からの実施できない時期もございます。11月から3月までの作業となっております。

以上です。

#### 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番(瀬戸山)

今、稼働状況をお聞きしたわけですけども、だから大変なわけですよね。なかなか ごみの層が厚いときは、ビーチクリーナーだけでは対処できない状態もあり得るんじ ゃないかという話を聞いたりもしました。だからシルバーセンターの人たちが自分た ちが考えるところであれば、バックホーを投入して、相当なやはりお金をかけていか ないと大変だということで、だからさっきの話に戻りますけど、元を絶たなきゃだめ ということで、私はここで3番目に町長に聞いていますけども、町長はどんなふうに 考えていらっしゃいますか。だから対症療法をずっと私たちはやっていかないといけ ないということですよね。

#### 議長(田之畑)

町長。

## 町 長(宮 原)

今議員のおっしゃった対処方法ですが、環境啓発活動の中心でございますけれども、海岸漂着ごみ問題を図るためには、現在、漂着ごみの回収、処理事業を行っておりますけれども、このほかに二つの取り組みを推進していきたいと考えておりますが、第一に漂着ごみの発生源対策の推進でございます。これは、漂着ごみの総量のうち、地域住民の生活に起因するごみの割合が大半を占めております。このようなごみを事前に抑制するための対策であります。具体的には海岸に看板等を設置することにより、ごみのポイ捨てや間違った分別方法が海岸及び海洋環境に悪影響を及ぼす一因になる得ることを地域住民に広く周知するものでございます。

第2に環境啓発活動の推進でございますが、これは環境教育の推進により、地域住民の環境保全への意識を高めることで、日常生活におけるごみ分別の徹底を促すものでございます。具体的には小学生等にごみを正しく捨てることの大切さを教える環境学習を開催することと、また地域住民に対し、循環型社会を目指した4R、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを柱に、現在21品目の分別を周知するための研修会を開催すること等が上げられております。

また、地域住民を対象としたごみ問題についてのシンポジウムの開催や効果的な環境学習の機会になると考えておりますので、今後積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番 (瀬戸山)

自分が考えていたようなこと、今おっしゃってくださいました。だから宮古島に何を学びに行ったかというのは、やはり環境教育だったんですね。それで担当の方にお話を聞いたんですけど、ことし4月から宮古島市は学校教育の中に環境教育のカリキュラムを準備して、実際にそれを試行していくということでまとめられたそうです、宮古島市で。だから自分は追加的提案なんですけど、だから一番肝属川水系でごみの大変さをこうむっているのは東串良ですから、東串良が町長がだから県から700万円のお金をいただいて、その対象でごみ問題、ごみ拾い、ごみ収集を頑張っているとおっしゃいましたけど、確かにそれも大事ですし、だからさらに今言われた環境教育をもとに私は4市5町で大隅開発期成会に訴えていただきたいのは、環境問題に対するシンポジウムをばやっていただけないかなと。例えばマイクロプラスチックが問題になって、たくさんのクジラ、イルカ、海洋生物が死んでいますけども、その一番の旗頭で日本でそのことを提唱された東京農工大学の高田先生とか、ああいう方を呼んで、東串良を起点にしたそういうシンポジウムを開けたらどうかなと思います。そし

て例えば、日本海洋大学のさかなクンなんかもそのことに関しては物すごく勉強していますので、さかなクンとか、高田教授とか呼んで、4市5町でごみを出さない環境づくり、そして環境教育を子供たちに徹底していくシンポジウムというのはどうかなということを提案したいんですけど。東串良が一番その被害をこうむっていますので、東串良が一番発信できるんじゃないかと思います。その辺町長にぜひ肝に銘じていただいて、4市5町のときに、それを提案していただければなと思いますが、いかがですか。

## 議 長(田之畑)

町長。

### 町 長(宮 原)

お答えします。

議員おっしゃいましたそういうことを4市5町大隅開発期成会でも声高々に上げていきたいと思っております。

以上です。

#### 議 長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番(瀬戸山)

じゃあ、次に移ります。

これも宮古島に行ったエネルギー問題についてです。これも去年から、あるいはおととしから何回も言わせていただいていることです。要するに一言で言えば電気がないと何もできないというのがこの世の中であると思います。去年も言いましたけど、おととしの北海道のブラックアウト、それから去年の台風10号、19号、あるいは千葉の停電の問題を含めて、電気がないと何もこのできない世の中、電気に関しては、危機管理を含めて一番今考えていなければいけない施策だと思いますが、電気のない世界を町長、どんなふうに感じていらっしゃいますか。

#### 議長(田之畑)

町長。

## 町 長(宮 原)

もう生活環境そのものが電気に頼った生活環境ですので、もし停電になったら大変な状況だろうと思っております。そういうことは痛感して、今テレビとか、テレビでも今、MBC、NHKでもそうでしたが、生命に対する被害というものがだんだん流れておりまして、それを痛感して、電気のないのは大変な状況だと思っております。以上です。

## 議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一君。

## 3 番(瀬戸山)

では、そういう認識を持っていらっしゃるということで、具体的な話を進めていきますけども、何年前だったかなと思うんですけど、当時議員であられた宮原町長がソーラーシステム、あのとき奥園町政のときに、国からの特例化した助成金、補助金もあるということで、ソーラーが花盛りの時代があったわけですけれども、あのとき当時の議員であられた宮原町長がそのときの奥園町長にソーラーを東串良で普及させるように強くこの本会議で迫られていたのを覚えているんですけれども、その奥園町長に対してソーラーシステムをすごく強く迫られていた、その真意は何だったのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

#### 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

あの太陽光ソーラーについては、一応県のほうが補助事業を出すということで、我がまちも取り組めないかということの私の推進的なそういう感じで、前町長にそう訴えたことがございました。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

## 3 番(瀨戸山)

ですから、太陽ソーラーのさっき言った特定化助成金、補助金があるからということでしたけれども、根底には、やはりもし何か不測な事態が起きたときに、停電したときのためにという気持ちはあったんですか、なかったんですか。

#### 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

太陽光ソーラーそのものは停電のとき、使えるかち言えばそうじゃないんですよ。 停電のときは太陽光も使えません。じゃないと、蓄電池を備えないことには使えない というのは事実でございます。そのことまでは考えておりません。

#### 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

## 3 番(瀬戸山)

大体それも自分はわかっているつもりです。だけど、今、こういう本が出ているんですね。私は早稲田大学に自主研修でおととしから勉強に行かせていただいていますけども、何度も言いますけれども、気候変動と電気の問題のテーマにも行ってきました。おととしも町長にもそのことをお話をしたわけです。だから、電気というのをそういう限定的に何だからだめじゃなくて、例えば早稲田大学に行って、勉強させていただいたとか、自分たち行政が単独で電源開発、あるいは電気開発に取り組めるんだということを勉強させていただいているわけで、そしてこういう本も出ております。全国で小水力発電も含めてどんどん今世の中が進んでいくようであります。おととし、町長にもお願いしたら、この三面水路を使った水車型の発電とか、あるいは上水道、今水道のこの流下エネルギーを電気エネルギーに変えるシステムが開発されましたよと、具体的にダイキン工業というところがそういう研究開発を進めていますよということをここで申し上げたわけですけども、小水力発電、ダイキン工業というところで、町長みずから何か調べていただけましたでしょうか。これはおととしに話した話だと思います。ちょっと聞いてみます。

## 議 長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

この小水力発電は調べておりません。 以上でございます。

## 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番(瀬戸山)

ですから、やはり自分はここでいろいろ、だから具体的会社名とかも述べて提言したつもりですけども、やはり電気に対する取り組み、意識というのはどうなのかなといつも思っております。だからこういうところで言われたときは今控えてくださいましたけれどもちゃんと調べて、それで自分の知見も持っていただきたいなと思っているところです。それで具体的に言いますと、なぜ宮古島に行ったかというのは、宮古島はある意味、孤島ですよね。だからいつもさっきから言ってますけども、不測の事態というか、もし外界から何か不測の事態が起きたとき、遮断されたときに、宮古島市島内が自分たちが電気なしでやっていけるのかというのがすごく議論されていたそうです。だから東串良も一緒なんですけれども、その考え方。私が今度それを議会だ

## 会 議 の 経 過

よりに2面使って電気の部分を含めて出させていただきましたけど、その部分を写真もいろいろ張りつけておりました、蓄電池システムとかですね。町長、読んでいただけましたか。

## 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

こちらもそうですけれども、今、再生可能エネルギー、これは最初の発端というものは原子力にかわる再生エネルギーということで、その発端で、やろうやろうということで始まったと思っているんです。だから今議員がおっしゃる停電のときどうこうじゃなくして、現場で変わるそういう再生エネルギーをつくろうというのがまず発端だったと思うんです。それが小水力発電もそうですが、我がまちは水が豊富にあるわけじゃなくて、川付町みたいに、ああいう小川とか、滝があったらそういうのができるだろうと思っておりますけれども、ただ、ああいう土地改良区の水を使った、そういう水力発電というのは不可能な状況でございますので、もうそういうことも調査もしておりません、今のところ。

## 議 長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

## 3 番(瀨戸山)

ですから、詳細は紙面紙幅も足りなくて書いていないんですけれども、読んでいただけたかということと、今言われた原子力を含めて云々と言われましたけれども、だから宮古島は先ほども申し上げましたけども不測の事態が起きたときに、どうするかということを議論して島の電気事業にいろいろ取り組んでいるということを言ったわけですけれども、だからそういう話を言ってるんじゃなくて、だから宮古島に行った理由は、もし遮断されたときどうするかという、電気がなくなったらどうするかということですから、その発想から始まっていかないといけないわけで、やれ原子力云々という、そういう話じゃないと思うんですね。だから、今言われましたけれども、自分が書いた議会だよりを読んでいただけましたか、もう一度聞きます。

#### 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

目を通しておりません。

#### 議長(田之畑)

## 3番 瀬戸山譲一君。

#### 3 番(瀨戸山)

わかりました。だから私が何回もこの席で言ってますけど、電気がない世界という のを真剣に考えていただきたいです。

提案ですけども、東串良には、遊休地が相当数あります。この遊休地を使った、だから早稲田大学で学ばせていただいたわけですけども、遊休地を利用した行政が取り組む電源開発というのをテーマで勉強させていただきました。それも今、アイテムとしてツールとして世間に流れております。その辺もちょっと町長勉強していただけないですか。

### 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

今議員おっしゃる町有地というのはそんなにふんだんにあるわけではございません ので、それだけは御理解いただければありがたいと思います。

## 議 長 (田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番 (瀬戸山)

そういう答え方をしていただきたくないんですね。だから小面積であっても、やはり東串良が不測の事態のときに、電気のことについて真剣に取り組んでいますよと。そして津波対策に対してもいろんなテーマで頑張っているわけですから、東串良はそういうところもアピールしていいんじゃないかなと思っております。とにかく危機管理ですよね。前も、去年も言ったと思いますけれども、危機管理をいつも持っていなきゃいけないと思うんです。だからその辺も含めて、その辺は真剣に町長自身がいろんなことを調べて考えていただきたいと思っています。そういうことですね。エネルギー問題、このことについては以上で終わります。これからもこの件に関しては、電気のことについてはいろんな面で、自分たちも議会も自分もいろんなことを勉強させていただいて、さらに深く追求していきたいと思っておりますので、さっきのやっぱりトレーサビリティを含めたお互いのやりとりの中でもやっていこうかと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### 最後4、第8次改革についてです。

これは先ほども小川議員が言われましたけれども、町民の皆さんのこれからの社会を考えるときに、社会保障費負担が単純な話ですけども、ふえていくのか、その傾向にあると考えていいのか、町民の皆さんがいろいろ言われておりますけど、その点についてお願いします。

## 議長(田之畑)

町長。

## 町 長(宮 原)

議員お尋ねの件につきましては、医療、介護を含めた今後の見通しになろうかと思いますので、詳細について、担当課長に答弁させます。

## 議長(田之畑)

福祉課長。

## 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

議員が御指摘されました高齢者の社会保障費負担が今後も増加の傾向にあるのかどうかということでございますが、急激な少子高齢化の進展によりまして、日本の人口構成がいびつな形になっていることは御承知のとおりでございます。すなわちいわゆる逆ピラミッドのような状況になっているわけでございます。このような人口構成で今のままの制度で進んでいきますと、高齢者を支える世代の負担は増加の一途をたどることは火を見るよりも明らかでございます。したがいまして、今後は、高齢者の方にも応分の御負担をお願いしていくことは十分あり得るものと考えております。実際に令和2年度から3年度におきます後期高齢者医療保険料は均等割額で4,600円の増で、5万5,100円、所得率で0.81%増の10.38%となっております。介護保険料につきましては、令和2年度の基準額はこれまでと同額の月6,200円ですが、第8期計画策定におきまして、協議することとなっております。

いずれにしましても、少子高齢化社会の中で高齢者の方々にも応分の御負担をお願いしていくことは避けられないのかもしれませんが、少しでもその負担増が小さなものにできたらということで、健康寿命の延伸を図る目的で保健事業や介護予防事業に取り組んでおりますことを御理解いただきたいと考えております。

以上です。

#### 議長(田之畑)

3番 瀨戸山譲一君。

#### 3 番 (瀬戸山)

大体の方向性を伺わせていただきました。やっぱり町民の皆さんがすごく不安に思っていますし、自分たちもピーピーした生活を強いられているところでございます。だから年金制度にしても、この前年金の問題が去年10月、11月にいろいろ話題になったときに、年金が払えるか、払えないかというところは大前提として経済成長率をやっているということが前提だというのは国の説明でしたけども、今昨今の情勢を

見ると、経済成長率も右肩下がりになっていくことは、まず免れないし、ましてやG DPがマイナス6.3%、消費税分を入れると、マイナス7.1%という数字が発表されたわけですけれども、1月に。これは大変なことみたいですね。そこを踏まえると、今、課長がおっしゃったことが物すごい大変な世の中になってくるんじゃないかなと思っています。これから執行部の方々のいろんな活動をかれこれ本当に期待していきたいと思っております。

それで②の8次計画の策定に至って、この広域性、そして3番の町民の方や高齢の方の声が反映されて、これは一緒くたの質問なんですけれども、やはりまとめて言わせていただければ、やはりこの件に関しても例えばいろんな介護施設とか、そして町民の皆さん、いろんな有識者を呼んで、そういう合意形成が図る諮問会議もあるみたいですけれども、町民の皆さんの声とか、そういういろんな組織、そして介護施設の方々の声も存分に聞いて合意形成を図っていただけるような形をお願いしたいわけですけれども、どんな感じでしょうか、課長。

#### 議長(田之畑)

福祉課長。

# 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

現在、第8期介護計画策定の基礎資料となります高齢者等実態調査を町内の2,000人の方を無作為に抽出いたしまして、アンケート調査を実施したところでございます。回答率が60.3%ということで、過去に実施しました同様の調査に比べますと2倍近い回答になっております。非常に関心の高さを伺えるところでございます。

また、策定に当たっては、東串良町高齢者社会問題審議委員会におきまして、十分な審議をお願いするわけでございます。もちろんこの審議会には議会の代表にも入っていただいております。いずれにしましても、今回町民の皆様方からたくさんの御協力をいただけましたことは、これまでにない合意形成に結びつくものと考えているところでございます。

また、介護計画策定のプロセスは従来と変わっておりません。計画策定の前年度に 先ほど申しました高齢者等実態調査を実施し、これをもとに審議委員会の中で本町に 必要な介護計画が策定されるわけでありますので、高齢者を初め、町民の皆様方の声 は反映されているものと考えております。しかしながら今日の社会情勢はめまぐるし く変化しておりまして、当然それに伴いまして、高齢者の生活スタイルや介護に対す る価値観も変化するわけでございます。第8期の計画策定に当たりましては、先ほど の御質問にありましたとおり、必要な合意形成を十分に図りながら取り組んでいく考 えてございます。

以上です。

#### 議長(田之畑)

3番 瀬戸山譲一君。

## 3 番(瀨戸山)

この第8期計画策定について、あるところからお聞きしたんですけれども、やはり 現場サイドの声を聞いてほしいという声をちょっといただいたんですね。それでその 現場サイドで具体的に言えば、そういう介護施設とか、その辺の方の声として、やは り自分たちの生の声をなかなか聞いていただけないんじゃないかなという話があった ものですから、今、福祉課長の御答弁のとおり、多分一生懸命されていらっしゃると 思いますのでその辺も含めて今後合意形成をやっていただきたいと思います。

私の質問は、これで終わります。以上です。

### 議 長(田之畑)

これで午前中を終わりまして、ここで暫時休憩いたします。

## 議 長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 一般質問を続けます。
- 9番 宮地利雄議員の発言を許します。
- 9番 宮地利雄君。

# 9 番 (宮 地)

端的に伺いますのでよろしくお願いします。

まず幼保の無償化についてであります。幼稚園、保育園の無償化に伴い、国・県・市町村がそれぞれ負担する内容について当初国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というふうな内容が示されておりましたが、今後交付税などによる本町の負担はどうなるのか、尋ねるということですが、私どもが読んでいる議会と自治体の3月号では、来年度の予算について取り上げている中で、幼児教育・保育の無償化の財源規模は、8,858億円でうち3,410億円が国、5,448億円が地方負担とされていますと。2019年度は、地方負担分も子ども子育て支援臨時交付金で国が負担していましたが、2020年度からは地方消費税によって地方が負担することとされていますという解説となっています。地方消費税は、私どもの予算にも出てくるように、地方に振り向けられた消費税でありますが、このとおりの負担になるのかどうか、当然地方消費税というのは、地方の自主的に使える財源であると思うんですが、それを充てるようにというような内容の通達等が来ているのかどうかを含めて今後の幼児教育・保育の無償化の財源はどのようになるのか、答弁願います。

## 議長(田之畑)

町長。

# 町 長(宮 原)

お答えします。

昨年10月から実施されました幼保無償化に伴います本町の負担ということでございますので、これにつきましては、詳細については担当課長に答弁させます。

## 議 長(田之畑)

福祉課長。

#### 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

議員お尋ねのとおり、国・県・市町村の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1であります。来年度も特に変更はございません。ただし、今年度は今議員おっしゃいましたように、無償化に伴う地方負担の財源を補填するという意味から国が臨時交付金という形で、地方に総額2,349億円の地方自治体に交付をしたところでございます。本町への交付額は約520万円と先日連絡があったところでございます。

また来年度、国や無償化にかかる地方負担を地方交付税の算定に当たって地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、地方消費税の増収分を財源に充てるとしております。このことから考えますと、正確な金額は来年度の町の負担の正確な金額は見通せないところでございます。ただ、本町の場合、これまで独自に保育料の約40%を軽減してまいりましたので、その分が全額でありませんが、町の負担軽減につながることは間違いないところでございます。あとは、この軽減の幅がどうなるかということであろうと考えているところでございます。

以上です。

#### 議長(田之畑)

9番 宮地利雄君。

#### 9 番 (宮 地)

わかりました。いずれにしても、本町の負担分が大きくならないような、取り組み を要請しておきます。

続いて、会計年度任用職員について、この問題については何回か取り上げてまいりましたが、昨年の12月20日付で総務省が各都道府県に対して、通知を出しております。簡単に読みますと、会計年度任用職員制度の導入に伴い、必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたの

で、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、その県内の市区町村等に対しても、この旨、周知いただくようお願いしますということで、6点にわたってその内容が示されております。既に総務課長あたりは、この内容については熟知していることと思いますが、その内容を簡単に説明をさせてください。

住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、つけようとする職務の内容、勤務形態等に応じて任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当か考慮すべきものであること、これが1番目。

2番目に、適切な勤務時間の設定ということで、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。それから会計年度任用職員についてフルタイムの任用が可能であることを明確化したところであると。

それから3番目に適切な給与決定ということで、単に財政上の制約のみを理由として期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものであること。

4番目、不適切な空白期間の是正ということで、退職手当や社会保険料などを負担しないようにするために、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間、いわゆる空白期間を設けることは適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであると。

それから5番目に適切な休暇等の設定ということで、労働基準法の規定によって、 年に有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、現に任用されている臨時 非常勤職員を含め、同法における継続勤務の要件に該当する場合には、再度任用等に おいて、前年度に付与された年次有給休暇が繰り越されるべきものであること。

それから最後の6番目には、地方公務員法上の服務規程の適用や懲戒処分、人事委員会、または公平委員会への苦情相談等の対象となるべき旨を説明すべきものであることということで、現在、本町の服務規程についても宣誓をさせるなどの取り組みが報告をされてきておりますが、町長に尋ねます。私が質問で書いておりますように、期末手当などの支給やいろいろな通勤手当などもあるんでしょうが、これらの処遇を悪くする例、勤務時間を短縮したり、日給や時給の引き下げをしたり、本町の場合について尋ねますが、他町村は幾らかこういうのがあるんですよ、出てきております。しかし本町では、こうした処遇を悪くするような雇用の仕方はとるべきではないと考えるが、今後の処遇について一つ考えていることを答弁願います。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

お答えします。

本町の会計年度任用職員制度につきましては、現在雇用している方々の賃金単価を 基準にいたしまして、制度設計しております。これに加えて、期末手当、通勤手当と して費用弁償も支給いたします。ですから、本町では、処遇を悪くしていないと考え ております。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

9番 宮地利雄君。

#### 9 番 (宮 地)

今後ともこの会計年度任用職員については、見守っていきたいというふうに思いますが、この4月から国の予算で会計年度任用職員制度の4月からの施行に伴い、1,690億円が計上されていると。したがって本町も当然予算要求をしているわけでしょうから、処遇の悪化が起こらないように要請をいたしておきます。

最後に就学援助について伺います。

就学援助の中に、修学旅行費についても支給されているはずですが、これを後払いではなくて、先に就学援助の家庭がみずから都合して、この旅行費を立てかえなくても、後で就学援助から修学旅行費が出るわけですから、ぜひ本町の場合、事前に後払いではなく、事前に町村が立てかえると、そういうところも出ておりますので、教育長、一つその辺についての答弁を願います。

#### 議長(田之畑)

教育長。

#### 教育長(天神)

議員のお尋ねにお答えいたします。

議員のお尋ねのとおり、鹿屋市が令和2年度から事前支給について検討するという ふうに聞いております。本町の場合、就学援助金のうち、修学旅行費については、小学生には国の基準額、中学生には実費を支給しています。つまり令和元年度の例で説明しますと、小学校の国の基準額は2万1,670円、実費は池之原小2万3,000円、柏原小2万7,696円であり、基準額を超えていましたので、国の基準額2万1,670円を支給しました。中学校の国の基準額は6万300円、実費は4万5,000円でしたので、実費4万5,000円を支給したということです。なお、実費は、例年各学校ともほぼ同程度の金額になっていると聞いています。また、中学校と柏原小学校は5月、池之原小学校は11月に実施しておりまして、令和2年度も同様の計画になっています。ただし、2年度は国体の関係、またコロナウイルスの関係で予定どおりの実施が難しいと思われます。キャンセル料の関係で思い悩んでいるとい

うのが実情です。12月に中学校と柏原小のほうですが、延期の可能性が高いと思われます。

さて、就学援助金については、各世帯の所得状況が示される6月に申請していただき、8月に前期分を支払い、2月に後期分を支払っております。つまり修学旅行費については5月に修学旅行が終わった後に申請となりますので、後払いにならざるを得ません。また入学準備金については、国の基準に基づき、2月に支払っていますが、修学旅行費を入学準備金と合わせて事前に支給すると、修学旅行が終わった後に金額が確定しますので、事後精算の必要が出てきたり、3月または4月に提出したとき、どう対応するかが難しいので現段階では事前の立てかえは考えておりません。今後、近隣市町の動向も注視していきたいと思いますので、御理解ください。

### 議長(田之畑)

9番 宮地利雄君。

#### 9 番 (宮 地)

さまざまな事情があるようですが、鹿屋市が令和2年度からそういう方向を検討中 ということですので、うちもぜひそういう方向で検討されるよう要請して、私の質問 を終わります。

#### 議長(田之畑)

次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。 7番 前田 隆君。

#### 7 番(前 田)

それでは、私が最後になりました。 2 点ほど通告しておりましたので、これについて質問させていただきます。

まず1番目に、防疫対策について。ウイルス感染症の防疫対策について、我がまちでマスクや防護服などの備蓄は考えていないかですけれども、非常時は、まず最初に役場職員が真っ先に出動がかかると思いますよね。それで、また小学校、中学校の卒業式、入学式などではマスクの使用が必要だと思うんですが、もし児童や生徒、保護者などがマスクが手に入らない場合は、町の備蓄品を配付するのか、その辺をお尋ねします。

#### 議長(田之畑)

町長。

## 町 長(宮 原)

お答えします。

現在、町では新型コロナウイルスにつきましては、市町村の役割として感染予防対

## 会 議 の 経 過

策を中心に取り組んでいるところでございます。議員お尋ねの件につきましては、詳細について、担当課長に答弁させます。

#### 議長(田之畑)

福祉課長。

# 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

現在、町が備蓄しているものとしましては、サージカルマスクが約1,800枚、高機能マスク立体型ですが、約480枚、防護服につきましては、防護服、マスク、ゴム手袋、ゴーグルなどのセットになったものが約480組となっております。また、消毒用アルコールにつきましては、現在50リットルを確保しております。さきに開催されました全員協議会におきまして、サージカルマスク2,800枚、消毒用アルコール56リットルと御報告いたしましたが、その後、町内の医療機関及び保育所、福祉施設等の状況を確認しましたところ、5医療機関でマスクの備蓄が3保育所でアルコール消毒液がそれぞれ不足しているとのことでしたので、町長の指示のもと、適宜お配りさせていただいたところでございます。今議員のほうからお尋ねがありました件も含めてですが、これらの備蓄品の活用につきましては、感染拡大防止及び公衆衛生上、極めて必要であり、かつ有効であると考えられるときは、個別に検討して、活用していきたいと考えております。

以上です。

# 議 長(田之畑)

7番 前田 隆君。

#### 7 番(前 田)

この前卒業式があったですよね。その中でマスクが手に入らずにマスクなしで卒業 式をされた生徒なり保護者はいるんですか。

#### 議長(田之畑)

教育長。

#### 教育長(天神)

この前の中学校の卒業式の場合は、特にそういう問題はありませんでした。各小中学校も含めてそれぞれで準備するようにというお願いをしています。もちろんどうしようもない場合は、学校のほうにも幾らかあると思いますので、それで対応すると。もちろん入り口のアルコールのほうは、もちろん学校にある分はそれを使うんですが、それが買えない、買いに行ってもないというところもあったので、それは福祉課のほうに事前にお願いをしたりしております。なお、高校入試のときに、急遽でしたので、

## 会 議 の 経 過

公立高校を受験する33名と職員の引率者に対しては福祉課のほうから出していただきました、2日分、2枚ずつ。学校の方には、手書きではあるんですが、マスクのつくり方、これも渡してある。だから各自でできないところはしなさい手書きではあるんですが、そういう説明書きでこういうふうにつくったらいいよと、最後は折り目なんかもアイロンをかければ、菌も死ぬしということで配ってあります。多分小学校も同じような形になろうかと思います。

## 議長(田之畑)

7番 前田 隆君。

## 7 番(前 田)

もし手に入らない保護者、生徒がおった場合は、一応町のほうでどうにかこうにか 準備をするという解釈でいいですか。

#### 議 長(田之畑)

教育長。

## 教育長(天神)

まずは学校のほうに予備があれば、それを出していただいて、足りないときには、 こっちのほうにまた相談してくださいということは伝えております。

#### 議長(田之畑)

7番 前田 隆君。

#### 7 番(前 田)

わかりました。

それでは、賞味期限切れの非常食や非常用の道具など、この点検はどんなふうにして行っているのか、お尋ねいたします。

#### 議長(田之畑)

総務課長。

#### 総務課長(江 口)

非常食関係の管理でございますが、防災消防にかかわる部分につきましては、総務 課のほうで管理いたしております。確認方法につきましては、町の備品検査が年に1 回あるわけでございますが、その時点において定期的に確認を行っているところでご ざいます。また、消防詰所や防災センターにある備品等につきましては、各分団、あ るいは女性消防隊で毎月の器具点検時に在庫確認を行っているところでございます。 現時点において、備品の過不足はないところでございますが、先ほどおっしゃってい ましたとおり、備蓄品、いわゆる食料品、水とかにつきましては賞味期限の関係もございますので、適時賞味期限を見ながら、更新、あるいは廃棄させていただいて、必要があれば必要なときに何らかの催しのときに使ったりというような形で使用しているところでございます。

なお、また消防防災の備品貸し出しにつきましては、備品借用書を提出いただきまして、目的や貸付期間等を把握し対応させているということでございますし、また今後も備品、あるいは備蓄品も含めて適正な維持管理に努め、いざ災害の折に有効活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

## 議長(田之畑)

7番 前田 隆君。

#### 7 番(前 田)

これをなぜ聞いたかというと、皆さん御承知でしょうけれども、今は全国各地でマスクなどの盗難が相次いでいますよね。それで我がまちも、もしこれから先、こういう事件はないとは思いますけれども、それであえて聞きました。新型コロナウイルスの流行によって、マスクや防護服が世界的に不足をしている中で値段も急激に上がって10倍とか20倍とかいう値段がついています。けさ、テレビを見ていましたらマスクの転売禁止条例が施行されましたですよね。それで、朝の報道ではマスクが200円だと、マスクは200円なのに送料が5万円だという報道がテレビしていました。もし万が一マスクが必要で、どうしてもないという場合や、保護者はそうだけど、じいさん、ばあさんにしてみれば孫からお願いされれば、こういうのに手を出すかもわかりませんよね。そういうのがあって、我がまちでもマスクや防護服や防疫対策に必要な品物を大量に備蓄していく考えはないのか伺います。

## 議長(田之畑)

福祉課長。

#### 福祉課長(吉 永)

お答えいたします。

当然このような状況が起きまして、備蓄が非常に大切であるということは国民皆がひとしく感じているところだとは思います。当然本町におきましても、数からいけば非常に少ない数だろうと思います。今後、今福祉課でも担当部署を中心に問屋に対して防護服、特にマスクとアルコールの調達をずっと言い続けてきているわけですけれども、なかなか入りましたという連絡をいただけない状態で、早いものでもアルコール消毒液があと1カ月はかかるというふうに聞いております。マスクについては全くめどがつかないということでございます。ただ、昨日か一昨日の報道では、医療機関に対して国が250万枚、このマスクを供給するということが決まったようでござい

#### 会議の経過

ますので、先ほども言いましたけれども、感染拡大防止に非常に有効的に使うという 視点で、その配付先は決まってくるものと思っております。今、前田議員がお尋ねに なりました備蓄に対する考え方につきましては、今後コロナの件が落ちついた時点で、 単価を聞きますと、防護服が1セット1,400円、マスクも100枚入りが700 円ということでございますので、これらを備蓄するには、それなりのまた予算も必要 になってまいります。そういうところも加味しながら適宜備蓄に向けた検討はしてい きたいと考えているところでございます。

#### 議長(田之畑)

7番 前田 隆君。

### 7 番(前 田)

今度の新型コロナウイルスですか、まだ先が見えませんですよね。まだいつまで続くのか、ことし1年続くのか、あと1カ月で収束するのかわかりませんよね。今残を聞いたらマスクが2,000ちょっとですよね。1,800と480ち言うたけ、ですね。だからぜひ1年間ぐらいは、我がまちがあるよというぐらいの備蓄をしてもらいたいと要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、畜産施策について、東串良町の優良雌牛定着化促進事業でありますが、貸付限度額を50万円に引き上げ、また返済期間を6年に延ばすことはできないかという質問ですけれども、今貸付条件はどうなっているのか、貸付金額が今35万円と期間が5年間ですよね。年間何頭ぐらい今現在利用があるのか、お尋ねいたします。

#### 議 長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

現在、東串良町では、繁殖雌牛を計画的に、自家保留、または肝付家畜市場からの 導入を行った場合に、育成資金といたしまして、貸付を実施しております。近隣市町 で実施されている同様の事業と比較しますと、鹿屋市は1農家当たり、貸付期間中6 年間限度額といたしまして、予算の範囲内としていますが、1農家当たりおおむね3 00万円となっています。また、肝付町では貸付期間中、育成牛3年、子牛5年の限 度額は、1農家当たり400万円となっております。本町の貸付については、1頭当 たりの貸付額は35万円と他市町よりも少ないですが、貸付期間5年間の限度額とし ては1農家当たり525万円の他市町を上回っております。また貸付期間については、 鹿屋市は6年となっているほかは3年から5年となっております。貸付額の引き上げ については私といたしましては、まず貸付金の回収についても検討しなければなりま せんので、和牛振興会会員の意向調査等を行い、判断したいと考えております。

また、今回国の事業が行われますけれども、50頭以下の農家に対して24万6, 000円、それと50頭以上の農家に対しまして14万7,000円という事業も実

## 会議の経過

施されますので、これもまた考えていただければありがたいなと思っております。 以上でございます。

## 議 長(田之畑)

7番 前田 隆君。

## 7 番(前 田)

何でかといいますと、今はコロナの影響で大分子牛も10万円ぐらいは値下がりを しましたけれども、35万円、育成牛を買う場合、今までは150万円から200万 円、高いやつは260万円だったんですけれども、今のところ120万円から150 万円ぐらい育成牛でですね。子牛で導入する場合は、これには優良雌牛とありますけ れども、この優良の牛を買うならやっぱり100万円以上、普通と言ったらおかしい んですけれども、中よりちょっと上を買おうとなれば80万円から100万円の間で すね。その下を買おうとなれば、60万円、70万円、ちょっと60万円、70万円 の牛で生産元牛は、ちょっと失礼な話かもしれませんけれども、無理じゃないのかな と思うんですよね。それで育成牛を買う場合、150万円の牛を買う場合35万円で すよね。手出しが百二、三十万円、消費税も10%に上がったわけですから。これを 50万円にしてもらおうとすれば、手出しが110万円ぐらいかなと。子牛を買おう となった場合、80万円の子牛を買おうとなれば、手出しが30万円から40万円ぐ らい。今までは高齢者の方々は富裕層というのかな、なかなかそういう方が多くて貸 付の金を借りなくても導入ができたわけですよ。でも今は、若い連中は子供にお金が 要ってなかなか元牛に導入金額を出せないのが現状だと思います、話を聞いてみれば。 この前もある農家に行って、後継者がいますから、その人とちょっと話をしてみたら、 もう前田さん、50万円町が貸してくれればよかばんなあ、という話でした。そうし てもらえれば二、三十万円の手出しで導入もできると。それで返済期間を6年にして もらえば1年延びるわけですよ。2年目に産んで、2年目、3年目、4年目、5年目、 6年目、順調にいって5産ですよね。いかなくても4産はとれるわけですよ。50万 円というお金が1頭分充てれば返済ができるわけですよね。だからぜひですよ、これ はそういうふうにしてもらいたいんですけれども、今導入が少ないのは何でなのか、 そこら辺はわかりますか。

#### 議長(田之畑)

農林水産課長。

#### 農林水産課長(木佐貫)

今、年間平均ですと15頭ぐらいになっているところでございます、貸付がですね。 その理由はと言われますと、年間の中で支部総会のほうに出席して事業の内容等も説明を貸付額、貸付期間、事業内容等の説明をしているところでございますが、その中で要望とか、そういう貸付額に対しての要望とか、そういうものについては、出てい ない関係で今の現状の中の35万円貸付期間5年間の無利子、1年間の算定ということでそういう形で進んでいるところでございます。 以上です。

#### 議長(田之畑)

7番 前田 隆君。

# 7 番(前 田)

さっき町長が国からの助成が今度始まるわけですよね、50頭以上は17万円ぐらいかな、50頭以下は、二十四、五万円ですかな。これは増頭分に対しての補助ですから、仮に50頭生産牛がおる人が51頭にした場合に、その1頭に来るお金ですよね。今淘汰事業がありますけれども、50頭の中から2頭淘汰して、また2頭導入したとなればやっぱり50頭ですよね。だからこれには来ないわけですよ。だからこの国の政策は、ただ、耳で聞くばっかい、そういうこと、絵に描いた餅と一緒だというんですよね。なかなか該当する人は、そりゃ何人かいるかもしれませんけれども、そうたくさんはいないと思いますよね。だからぜひこれを50万円にして、6年後、補助じゃないですから、貸付ですから、無利子ですけど。ぜひこれは前向きに考えていってもらいたい。これから畜産農家はどんどん減る一方です。後継者もいません。恐らくあと10年もしたら東串良町に何軒残るのかなと思いますよね、後継者が。だから若い人が1頭でも増頭ができるような施策で要望して私の一般質問を終わります。

#### 議長(田之畑)

以上で一般質問を終わります。 暫時休憩します。

> 休 憩 午後1時35分 ————
> → 
> ———
> 再 開 午後1時39分

#### 議長(田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

# ◆ 日程第2 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)

#### 議 長(田之畑)

日程第2 議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を議題 とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま

すので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第3 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)

#### 議長(田之畑)

日程第3 議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計 補正予算(第3号)

#### 議長(田之畑)

日程第4 議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

#### 会議の経過

これから議案第21号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別 会計補正予算(第2号)

## 議長(田之畑)

日程第5 議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)

# 議長(田之畑)

日程第6 議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3 号)

# 議 長(田之畑)

日程第7 議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第24号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議長(田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月19日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後1時45分

# 令和2年第1回東串良町議会定例会(第3号)

開 会 令和2年3月19日 午前10時05分閉 会 令和2年3月19日 午前10時47分

出席議員(10人)

1番 小川香織 2番 児 玉 勇 治 3番 瀨戸山 譲 一 4番 牧 原 完 治 泊 重 巳 5番 西 園 貞美 6番 7番 前田 隆 上園ミキ 8番 宮 地 利 雄 9番 10番 田之畑 稔

欠席議員(0人)

会議録署名議員(会議規則第127条)

8番 上 園 ミ キ 9番 宮 地 利 雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮原 順 住民課長 宮 地 利 行 島 孝 一 副町長 畠 中 勇一郎 企画課長 中 教育長 天 神 康 男 農地課長兼農業委員会事務局長 髙 吉 幸一郎 会計管理者 有 嶋 義 昭 管理課長兼学校給食共同調理場所長 田 尾 勝 江 口 勝 志 総務課長 社会教育課長 橋口正博 総務課長補佐 農林水産課長 木佐貫 勝 志 上 野 史 生

福祉課長吉 永 広 史税務課長東水流勝建設課長甫 村 良 教

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議 事 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 別紙のとおり 会 議 の 経 過 別紙のとおり

# 議事日程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 2号 安留地区農道の道路整備について
- 日程第 3 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について
- 日程第 4 議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第 5 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第 6 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について
- 日程第 7 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 9 議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 10 議案第25号 令和 2 年度東串良町一般会計予算
- 日程第 11 議案第26号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第27号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 13 議案第28号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予 算
- 日程第 14 議案第29号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 議案第30号 令和 2 年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会議に付した事件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 2号 安留地区農道の道路整備について
- 日程第 3 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について
- 日程第 4 議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第 5 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第 6 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 9 議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 10 議案第25号 令和 2 年度東串良町一般会計予算
- 日程第 11 議案第26号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第27号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 13 議案第28号 令和 2 年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予 算
- 日程第 14 議案第29号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 議案第30号 令和 2 年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 開 会 午前10時05分

#### 議長(田之畑)

ただいまから、本日の会議を開きます。 直ちに議事に入ります。

# ◆ 日程第1 議員派遣の件

## 議長(田之畑)

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定 しました。

#### ◆ 日程第2 陳情第2号 安留地区農道の道路整備について

#### 議 長(田之畑)

日程第2 陳情第2号 安留地区農道の道路整備についてを議題とします。 本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治君。

## 2 番 (児 玉)

おはようございます。それでは、ただいま議題となりました陳情第2号 安留地区農道の道路整備について、委員会の審査結果を報告します。

本件の審査は3月17日に委員会を開き、陳情者代表及び建設課長の立ち会いのもと、 現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、未舗装で片側に側溝があり、幅員2メートル50センチ、延長175メートルの農道であります。陳情者代表からの説明がありましたが、農道はでこぼこの状態で、また局所的な大雨が降ると、側溝の水や道路沿いの畑から道路に雨水があふれ、低地にある畑など冠水する状況を確認したところです。

以上を踏まえまして審査した結果、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

## 議 長(田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

- これから陳情第2号 安留地区農道の道路整備についてを採決します。
- この陳情に対する委員長の報告は採択です。
- この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◆ 日程第3 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

# 議長(田之畑)

日程第3 議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制 定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

#### 議長(田之畑)

日程第4 議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 東串良町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 の制定について

#### 議長(田之畑)

日程第5 議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会議の経過

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 東串良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に 関する条例の制定について

#### 議長(田之畑)

日程第6 議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

#### 会議の経過

## (「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第16号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定について

#### 議長(田之畑)

日程第7 議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定についてを議題と します。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第17号 東串良町鳥獣ハンター設置条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

#### 会 議の経

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更について

## 議長(田之畑)

日程第8 議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題と します。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第18号 東串良町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決しま す。

本件をこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

日程第9 議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)

## 議長(田之畑)

日程第9 議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

## 町 長(宮 原)

説明申し上げます。

議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)について御説明申 し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ54億8,944万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。

よろしくお願いいたします。

## 議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第31号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◆ 日程第10 議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算

## 議長(田之畑)

日程第10 議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算を議題とします。 本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキさん。

#### 8 番 (上 園)

町長にお伺いいたしますが、今回、昨年同様、予備費が400万円となっておりますよね。だから現在、新型コロナウイルスが発症して大変な影響があらゆるところで出ているわけなんですが、そもそもこの予備費というのは、不測の事態に備えておくというところにあるんじゃないかというふうに思うんですが、いわばこの不測の事態が起きたときに、我がまちは迅速な行動がとれるのかなというふうに危惧しているところですが、町長の考え方をお伺いいたします。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

議員おっしゃいました新型コロナウイルスの対策予算についてですが、現状といたしましては、コロナウイルスに対する農家、飲食店とか、小売店等からの今のところ相談はないところでございますけれども、町の考え方といたしましては、各関係機関への聞き取りは、現状を見ながら検討していきたいと考えております。その後の対策といたしましては、国・県の支援策等を踏まえながら、対策を講じていきたいと考えております。今おっしゃいました予算関係につきましては、予備費に400万円程度計上いたしておりますけれども、状況に応じては不足も考えられますので、臨時議会等で対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### 議長(田之畑)

8番 上園ミキさん。

#### 8 番 (上 園)

## 会 議 の 経 過

参考に申し上げておきますが、この予備費を使って肝付町が学校が休みになった関係で給食がない。それに対する助成かどうかわかりませんけれども、この予備費を使って1家族3,500円支給された。そのために早目のこの一般会計の審議もなされたというふうに聞いております。隣接町はそういうところもありますので、我がまちも何か支援できるものがあれば支援をしていただきたいというふうに思っております。

## 議 長(田之畑)

答弁は要らないのですか。

## 8 番 (上 園)

町長の考え方を伺えればお願いします。

## 議 長(田之畑)

総務課長。

## 総務課長(江 口)

支援策という話が出たところでございますが、確かに肝付町につきましては、3,500円の補助をしていくというふうにお伺いしております。私どももいろいろ検討しているところでございますが、先般、首長会議もあってどうするかというところで話も持たれ、肝属郡内の首長会議で話もあったみたいでございますが、歩調を合わせていくと、肝付町は別として先発でやったものですから。後の残された3町についても足並みをそろえて実施していくものについては、実施していこうやということで話し合いが持たれたようでございますので、関係町村とまた連携をとりながら実施できるものについては、実施していきたいと考えております。

以上です。

## 議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。 6番 泊 重巳君。

## 6 番( 泊)

町長にお尋ねいたしますが、令和2年度の当初予算は、町長の回帰点の土地でございましたので、骨格予算ではございますが1点だけお尋ねいたします。

この議案に児童館の解体費用が予算計上され、その跡地に円山公園管理棟建築工事の予算が計上されております。公園管理棟の必要性は何か。また管理棟には常時の管理人を置くのか、管理棟を建築した後、今後どのような公園整備を図っていくのか、お尋ねいたします。

#### 議長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

この児童館も今老朽化しておりまして、建てかえという感じで、今年度に取り壊しを行いまして、新しくですね、そこに新たな児童館という、2階建てをつくって、下のほうがトイレとシャワ一室ですね、毎年大相撲も開かれますので、そういう形で2階のほうに事務所を置いて、1人管理者というんですか、そういう方をいただくような、再任用の方にも入っていただければいいなと思っておりまして、ちょうど円山公園、それからふれあいの森を今きれいに整備させていただいておりますので管理者としてのあり方もあったらいいなと思っておりまして、ちょうど大崎町のほうが、くにの松原のほうがそういう形でやっておりますので、それに類似した感じでやられたらいいなと思っておるのが現状でございます。

それと、あそこはふれあいの森のほうは、一応キャンプ場としての生業もなしてい けるんじゃないかなという考え方でございます。

以上でございます。

## 議 長 (田之畑)

6番 泊 重巳君。

## 6 番(泊)

公園を整備することによって、一時は交流人口もふえてくると思いますが、経済効果も十分に考えていただきたいと思います。今、児童館のすぐ近くに改善センターもございます。建物をつくったり、施設を整備することによって、維持費もかかるわけでございますので、今現在財政も年々厳しくなっておりますので、事業を進めるに当たっては、後世に負担のないように十分慎重にされますよう要請いたします。

## 議 長(田之畑)

町長。

#### 町 長(宮 原)

先ほどの答弁でちょっと訂正させてもらいますが、先ほど2階建てと言いましたけれども、平家建てのほうで一応考えているということでございます。済みません。

## 議長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

## 4 番(牧原)

予算のほうで、大隅肝属地区消防組合の負担金なんですが、昨年が1億7,100

万円、ことしが1億8,300万円の予算額が組まれているわけなんですが、この前、大隅肝属地区消防組合の整備計画で、町長から2月3日に議員に説明があったわけなんですが、その中でこの負担金について鹿屋市が人口1人当たり1万285円、本町が2万5,834円という話は、ずば抜けて安いわけなんですよね。そして本町が一番高いわけなんですよ。倍率にしますと2.5倍です、負担金が。この前の説明資料の中で、基準財政需要額に基づくということが述べられておりますが、この基準財政需要額というのはどういう意味ですか、質問いたします。

## 議長(田之畑)

総務課長。

## 総務課長(江 口)

お答えします。

基準財政需要額というところでございますが、まず基準財政収入額、あるいは基準 財政需要額という文言がございまして、交付税を算定するための数値でございます。 基準財政需要額の中で消防費に関する部分で各1市4町で必要経費を案分するに当た っては、この数字をもとにしますよということで、その数字に基づいて案分というか、 負担額が決まるわけでございます。その数字がうちが高いと。高いから負担割合も高 くなってくるんだと。じゃあ、なぜ高いのかということになりますが、それについて は備蓄基地があるから高くなっているというのが実情でございます。

以上です。

#### 議 長(田之畑)

4番 牧原完治君。

## 4 番(牧原)

備蓄基地があって、危険度が高いと、または備蓄基地は固定資産税ですか、これがあるというようなことだろうと思いますが、この税額についても、ことしが2億8,000万円予算が計上されております。昨年が3億円、その前の年が3億5,000万円、年々減ってきているわけです。ですから、この負担金というのは、私は人口割、または世帯割、プラス面積割、東串良町はコンパクトなまちです。柏原から岩弘まで10分で行けます。鹿屋市については、面積がここの18倍ございます。そういう面積については、また経費もかかるわけです。ですから、面積割、プラスアルファとして、この備蓄交付金ですか、固定資産税ですか、こういうのが年々減ってきているわけですから、その辺も考慮して、せめて他町村並みとはいきませんが、それに近づける方策が欲しいわけです。その辺を今後検討していただきたいと思います。

## 議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

## 3番 瀬戸山譲一君。

## 3 番(瀬戸山)

先ほど泊議員が言われたことに類似することなんですけれども、円山公園の整備と か、相撲場の周辺の整備とかいろいろされていますけれども、自分自身としては、予 算をいろいろ計上する上で、全体像はまだ見えないというか、将来像はビジョンがち ょっと見出せない感じで考えているんですけれども、おととしあたりから何度も言う ようですけれども、一般質問でもさせていただいておりますけれども、肝付町が流鏑 馬で万単位の集客を誇るイベントを持っておりますね。そして東串良も相撲をテーマ にしたイベントを立ち上げて、一つの東串良の一大イベントにしたらどうかというこ とを政策提言を何回もさせていただいていますけれども、その上に立って考えていく と、プールの老朽化もあります。さっき泊議員が言われた農業改善センター、そして 児童館の建てかえに伴う、今、シャワーとか言われています。そして周辺整備の遊具 とか、あるいは円山公園のキャンプ場の整備とかありますけれども、それをトータル した計画性というのがちょっとまだ薄いんじゃないかという気がします。だから何度 も申し上げますけれども、そういうシャワー室をつくるとかなんとかなれば、これか らいつも言われていますけれども、相撲を東串良の一大イベントに据えて、全体像を これから考えていく計画を立てていただければと思っております。そのための一つの 計画書みたいなのをつくっていかないと、まだ全体像がぼやけて、やることが散在と いうか、点々としてつながっていないような気がするんですよね。例えば、政策提言、 何度も言いますけれども、相撲をテーマにした、ことし300年の催し物があります けれども、相撲をテーマにした柏原の近辺の整備ということを考えていったほうがい いんじゃないかと思います。この予算編成もいろんな遊具とかいろいろ建てられて毎 年整備されていますけれども、そこをつなげる計画というか、そういうところを明確 化していかないと、ちょっと将来像はまだ見えていない感じがします。

以上です。

#### 議 長(田之畑)

質疑ですから、質疑をしてくださいね。

#### 3 番 (瀬戸山)

だから今言いましたけれども、そういう計画性というのを考えておられませんか。

#### 議長(田之畑)

企画課長。

#### 企画課長(中 島)

お答えをいたします。

ただいま計画性ということでございましたけれども、この円山公園、それからふれ

あいの森もですけれども、年次的に計画を立てて、県の振興事業を活用して整備をいたしております。一般財源、あるいはまた過疎債といってもしょせん借金ですから、そういった県の振興事業を活用しながら半分は助成をいただいて、着実に整備が進められているところでございます。そういうことで、以前からすれば非常にきれいになったということで、町民の方々も喜んでいらっしゃいますし、それからゴールデンウィークとか、それから夏場だけではなくて、冬も大分町外からお客様も来ていただいて、町のアピールもできているところでございます。それで柏原大相撲もまた活性化するとなれば、当然管理棟の活用もできるし、今後また多くの方々が来られれば、当然その管理棟の中で展示室、情報発信、いろんな業務を考えておりますので、そういう形で活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

## 議 長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。 7番 前田 隆君。

#### 7 番(前 田)

ちょっと町長にお尋ねしたいんですけれども、この第12回全国和牛能力共進会推進事業補助金、これは県からの補助金ですよね。宮城全共では肝属から13頭を全共に行ったわけですよね。そのうちの5頭が我がまちから出品されたわけですよね。大体半分とまではいきませんけれども、半分近く。それから今の東串良の子牛は他町村からすると大分高いです。何でかといったら全共で日本一をとったからです。だからこの予算書を見てみれば、課長にもこの前質問したんですけれども、我がまちで県からの25万円の1頭5万円の5頭分ですよね。これだけじゃなくて、別に我がまちで単独で、この全共に向けて日本一になるか、ナンバー2になるかで子牛の価格は大分違います。ですから我がまちで第12回の全共に向けて、これ骨格予算になると思いますけれども、これからの補正で何か手を打つ考えはないですか。

#### 議長(田之畑)

町長。

## 町 長(宮 原)

今、議員おっしゃいました全共に向けての考え方ですけれども、要望とか、そういう牛を買うとか、今のところは答えは出ておりませんけれども、そういう要望とかありましたら考えて、ぜひ前向きな姿勢に持っていきたいと思っておりますので、ぜひその意欲を見せていただければありがたいと思っております。よろしくお願いします

## 議 長 (田之畑)

7番 前田 隆君。

## 7 番(前 田)

ぜひ今、種つけが始まっています、全共に向けてのですね。これから交配が始まる と思います。今、肥育は交配が始まっています。ですからぜひこれは前向きに検討し ていただければと思います。よろしくお願いします。

## 議 長 (田之畑)

もういいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和2年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

## 議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第11 議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算

## 議 長(田之畑)

日程第11 議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第26号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

## 議 長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第12 議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会 計予算

## 議長(田之畑)

日程第12 議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

## 議 長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第13 議案第28号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特 別会計予算

## 議 長(田之畑)

日程第13 議案第28号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第28号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特

別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

## 議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第14 議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

#### 議長(田之畑)

日程第14 議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議 題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第29号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決し ます。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### (賛成者起立)

#### 議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◆ 日程第15 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算

## 議長(田之畑)

日程第15 議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。 本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりま すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキさん。

## 8 番 (上 園)

課長にお伺いいたしますが、ことしから公営企業会計になりますけれども、今まで どおりこのような会計になっても有利な起債が使えるのかどうかというところをお伺 いいたします。

#### 議長(田之畑)

建設課長。

#### 建設課長(甫 村)

今後の事業等をする場合には、当然補助事業の活用であったり、そういう起債もありますが、今後につきましては、そういう企業債等の活用は可能でございます。

#### 議 長(田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長(田之畑)

討論なしと認めます。

#### 会 議 の 経 過

これから議案第30号 令和2年度東串良町水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

## 議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

#### 議長(田之畑)

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## ◆ 日程第17 議会運営委員会の閉会中に所掌事務調査の件

#### 議長(田之畑)

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程 等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査 の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分 ————

再 開 午前10時47分

## 議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時47分